

人間的観点からの家政学・家庭科の分析

— 戦前の国定家事教科書について —

大瀧ミドリ* 藤本 やす* 白鳥つや子*

目 次

I はじめに	28
II 研究方法	31
時代区分	
教科書	
分析の観点	
III 結果及び考察	32
(1) 歴史的概観	32
(2) 内容分析	39
(a) I 期について	
(b) II 期について	
(c) III 期について	
(3) 家事教科書における人間観	51
(a) 家事について	
(b) 敬老について	
(c) 年中行事について	
IV 今後の問題	59
V おわりに	59
注 (引用文献)	60

* 東京家政大学生生活科学研究所属員

I はじめに

本研究は「家政学の中心に人間そのものが、実在しうる家政学のあり方について、新しい方向を模索するとともに、そのような家政学を実証的に構築する。」ことを究極の目的として、着手されたものである。

まず初めに、このような目的がどのような背景をもって導き出されて来たかについて述べることにする。なおここでは、家政学・家庭科について包括的に扱う。

我々は、「人間が人間らしく生きる」ために家政学が存在し、家庭科が存在するものと考えている。つまり、現在の家政学・家庭科における中心課題として「人間が人間らしく生きる」ということがもっと強く主張される必要があるのではないかと考えているわけである。

そして、「人間が人間らしく生きる」ということを中心課題にすえた場合には、従来から試みられている生活領域別に家政学・家庭科を構築しようとする考え方を安易に持ち込むことは注意を要する。

何故ならば、家政学・家庭科をその生活領域である衣食住をもって構築しようとする試みは総合体であるべき人間の存在を生活領域という一次元的な面から分断するにすぎないからである。このように一次元的に分断された領域をモザイク的につないだ所で、そこには決して生きた総合体としての人間は存在しえないからである。

「人間が人間らしく生きる」ということは、その基本においてまず第一に「生命の尊重」が考えられなければならない。衣食住の問題はすべてこの生命の尊重のために考えられるべき問題である。

つまり、「生命の尊重」ということが、従来の家政学・家庭科の構成概念の上位概念として考えられる時に、初めて家政学・家庭科は「人間」そのものを総合的に対象としうるものとな

るのである。

しかし、現在の家政学・家庭科は「人間が人間らしく生きる」ということが不問にされたまま、その関心は「もの」そのものに集中している傾向がある。

本来、人間が生きているということを対象とすべき家政学・家庭科において、ものから人への回帰がなされない原因の一つに、先にも触れた家政学・家庭科の構成概念上の問題があるように思われる。

原田等¹⁾は現代の家政学の骨子は家政要旨に遡ることができるとしているが、この「経済小学家政要旨」²⁾はアメリカ人ハスケルの著を永峯秀樹が訳したもので明治9年に刊行されたものである。この書においては人間が生きているために必要である条件が身体、教育、情緒面などから総合的にとらえられ、むしろ現代の家政学・家庭科よりも人間の生きるということが尊ばれていたようにさえ思われるものの、しかしその基本には生活領域別に家政学(家庭科)を分断してとらえる姿勢は明白に存在している。この延長上にある現代の家政学・家庭科ではさらに領域が「衣」「食」「住」「保育」「管理」等々と細分断化が進んでいる³⁾。そしてその一つ一つの領域がそのまま家政学・家庭科の上位構成概念としてとらえられている。このことはこれらの領域が各々に独立性を持つことになる。

このような考え方のもとには決して総合体としての人間は存在しえない。この状況を視覚化すれば、主婦が両の手に衣・食・住等々という個々別々の荷物をもっての姿になるのではないだろうか。

これらのものが「人間」という仲介を通して融合されない状況の中で、真の中心部分(人間が生きていること)を持たないままに科学の進歩によってますます家政学・家庭科は細分化されることにより、中心部分の欠落はますます拡大し、まさに現代は家政学・家庭科のドーナツ現象と呼ぶにふさわしい状況さえ呈している。

手元にある家庭一般の教科書⁴⁾について、こ

のドーナツ現象について見ることにする。全体的な構成は「家庭生活と家庭経営」「計画的な経済生活」「能率的な家庭生活」「食生活の経営」「衣生活の経営」「住生活の経営」「乳幼児の保育」「家庭生活の改善と向上」から成っている。この教科書は総勢19名の著作者によって作られている。教科書を作る場合に多くの人が参加することは基本的にはむしろ肯定したいと考えている。その場合、あくまでもそれらの著作者が家庭科の基本命題ともいべき「人間が人間らしく生きる」ということについて充分に話し合うという条件つきであるが。

しかし、つぎの著作者の一人の言葉がその実態を明確に示している。「自分に割り当てられた領域に関しては、アンケートなどによって現場の要求を繰り込むように配慮するが、著作者が全員集まって家庭科のあり方などについて、ほとんど話し合った記憶はない。」という。これはまさに専門分野の異なる人々の原稿がモザイク的に集められて作られていることを示している。このように作られた教科書の中心に、はたして生きた人間そのものが存在しうるものであろうか。

このことは単に教科書作成上の問題だけでなく、教科書という性質上からその受け手である生徒に与える問題がある。この教科書が19名の著作者によって作られたということは、この少なくとも19の異なる価値観が渾然と入り交じっているわけである。しかし、教科書を使うのは一人の人間である一人の生徒なのである。

このように価値感の入り交じった教科書を使用する生徒はどのように自分の中に価値感を取り入れて行くのであろうか。この教科書を使用する生徒は青年期にある高校生である。青年期は自我の芽ざめが著しい時期であり、自我の確立をめざしての模索の時期でもある。この模索の時期をモラトリアムとエリクソン⁵⁾は呼んでいるが、この時期を通して青年期にあるものは、自己のアイデンティティの対象を真剣に探し求めている。

はたして、このような形で作られた教科書は青年期にあるものにとってアイデンティティの対象となりうるであろうか。受け手側の心理的特性について考えた場合、家庭科の教科書においては「人間が生きる」ということがもっと考慮される必要があるのではないだろうか。

もし、家政学・家庭科におけるこのようなドーナツ現象が科学の進歩の当然の結果であるとするならば、それらは自ら、家政学・家庭科の存在を否定することにつながるのではないだろうか。

科学における分化と統合化が進んでいる現在かつては独自の研究対象、研究領域をもっていたものが、それらを共有しあうだけでなく、時には、その研究方法さえも共有しあう現在、今井⁶⁾が指摘するように「食物を研究しているから、衣料を研究しているから、家計を研究しているから、それでもって家政学を研究していることにはならない。」のであり、それが家政学たるべきためには、研究のすすめ方、視点において「家政学の視座と視角からみることが大切で」それは即ち「人間として大切にされ、かつ主体的にいきいきと生きる。」という視点からその研究をすすめることに他ならないと指摘しているがまさにその通りであると思う。

このような研究のすすめ方によって科学の進歩にもなる研究の細分化の方向とその総合化であるべき「人間が人間らしく生きる」ことの間に関係線を確実に存在させることが可能となろう。

家政学・家庭科が中心部分（人間が生きること）を欠落したドーナツ現象を継続し続けることは、家政学・家庭科そのものの存在価値を否定する結果をきたすことは目に見えている。またそのような家政学・家庭科であるならば、どこにその存在価値が見いだせるのであろうか。

しかし「人間が人間らしく生きる」という観点を確実に持ち続ける家政学・家庭科の存在は非常に大きいものといえよう。

「生きる」反語として「死ぬ」という語がある。朝日新聞⁷⁾(夕刊)「今日の問題」の欄で井上等の調査結果を用いて、ポックリ寺参りをする老人の問題にふれている。その調査結果によれば「お寺参りをする老人の9割もが寝たきりの植物人間になるよりは、安楽死をさせてほしいと望んでいる」そうである。また「老人の76%のものが家族の世話を喜んで受け入れるといいながら、その8割ものものがそれでもやはり、ポックリ死にたいと願っている」そうである。この記事の記者はこれらの老人の願望に対して「寝たきりの状態になることをそれほど恐れたり、ならない前から卑屈になったりする必要もないのではないか。まだ十分に健康な体を持ちながら、ポックリ寺参りに明け暮れるのも、他の社会参加への道が閉ざされていることに一因があるのではないか。」と指摘している。

この記者の指摘に加えて、教育の問題をあげることができるのではないだろうか。今ポックリ寺に詣り出る人々は、かつて学校教育の中で老人を敬い、尊ぶことを徹底的に教え込まされた世代である。家庭科の前史ともいうべき家事の中でも老人は敬うべき存在として扱われている。しかし先程ふれた家庭一般の教科書の中には老人の問題は全く触れられていない。現在の老人はかつて青年期においては、その教育的意図がどこにあったにせよ、老人を敬うべきものと教え込まれ、彼等が当の老人になった時には、老人をとりまく人々は老人問題について、何も教えられないままに育った世代にかこまれているわけである。このような所にも、老人をして「卑屈ならしめ」かつ「消極的ならしめ」している一因があるのではないだろうか。

また最近の子殺しについても教育との関連で考えてみるべき多くの問題を含んでいるように思われる。高橋⁹⁾の明治から現在までの親子心中の実態についての報告によると、明治、大正、昭和初期における親子心中の原因は、生活難、病苦、家庭不和が上位三位を占めている。それに対して現在は、疾病、家庭不和、育児が上位

三位を占めている。

つまりかつての子殺しは生活難という貧困に根ざしたものであったのに対して、現在は疾病、育児というまさに生きるということが最も問われるその行為の中で子殺しが発生しているわけである。

これはかつて大家族の中でなされていた看病、育児が現在の核家族化の状況の中で十分に機能しえなくなっている問題を示すと同時に、青年期にあるものがそのような行為をアイデンティティの対象とすべき機会が十分に与えられていないこともあるように思われる。このことは高橋⁹⁾が現在においても親子心中が都市に比較して家族構成員の多い農家に少ないとする結果が裏づけているように思われる。

このように現在の社会問題について見た場合にも、そこには生命の尊重という人間にとって基本的命題であるべきものへの接近の欠除がうかがえる。

このような問題は単に家庭科にのみ問われるべき問題ではなく、むしろ教育そのものの問題であるといえよう。しかしながら、家政学・家庭科が「生きる」ということを対象とする以上、少なくともこの問題はさけられない問題であるといえよう。

以上、家政学・家庭科について「人間が人間らしく生きる」ということの重要性に関して述べたが、今回は、この「人間が人間らしく生きる」ということが家庭科の前史ともいうべき、戦前の国定期(大正3年～昭和20年)の家事教科書においてどのようにとらえられて来たかについて検討する。

なお、今回の報告においては分析結果について報告すると同時にいろいろな問題提起の場としたいと考えたため、関係資料は要約の形を問わず原文のまま掲載するように務めた。

いろいろご教示いただきたいと願っている。

本研究に使用した国定期の家事教科書はすべ

て東書文庫¹⁰⁾のご好意により写真撮影をさせていただいたものである。

II 研究方法

本研究では国定期の家事教科書をつぎのようにⅠ～Ⅲ期に区分した。このような時代区分の仕方にはいろいろな考え方¹¹⁾があるが、本研究においては、為政者の教育観、教育思想に直接的な関心があるのではなく、むしろそれらの教育観、教育思想の具体化として作りだされた教科書が受け手である子ども達にどのように受けとめられ、かつ子ども達にどのように影響したかについて分析を試みるとともに、教科書が20年後、30年後の生き方にどのような影響を与え続けているかについても実証的に見て行きたいと考えている。そこで時代区分の設定にあたって教科書が使用された期間つまりつぎの新しい国定教科書が刊行されるまでの期間をもって設定した。

時代区分

国定Ⅰ期教科書時代（大正3年～昭和7年）

国定Ⅱ期教科書時代（昭和8年～昭和18年）

国定Ⅲ期教科書時代（昭和19年～昭和20年）

教科書（分析対象）

国定Ⅰ期：高等小学理科 家事教科書（1，2，3学年用）

国定Ⅱ期：高等小学 家事教科書（1，2，3学年用）

国定Ⅲ期：高等家事（上）（（上）即ち1学年用の教科書のみ）の刊行で終わった

分析の観点

(1) 現行の家庭科の教科書の前史ともいうべき国定期の家事教科書がどのような法的、教育的背景をもって刊行されるに至ったかについては、主に小学校令及び小学校令施行規則によって歴史的に概観を行なうとともに、それらの法規定が実際の教科書の内容とどのような関連をもっていたかについても合わせて分析を試みる。

(2) Ⅰ，Ⅱ，Ⅲ期の教科書の内容がどういう観点から作られていたかについて分析を行なう。

分析にあたってはつぎの4つの観点を設けた。

個人的観点：個人がまさに生きるために必要な観点である。これらの内容には、健康、衛生、安全、栄養、予防などに関する記述が含まれる。

社会的観点：対人関係において生じる情緒的な面（おもしろいなど）、役割、社会規範などに関する記述が含まれる。

なお対人関係の対象によって家族内の対人関係と家族外の対人関係の2つに分類した。家族内の対人関係とは具体的には看護、育児、老人の世話などに関する記述を含む。また家族外の対人関係とは具体的には近所の人との関係、交際、規則などに関する記述が含まれる。

国家的観点：没個人ともいうべき国家主義的観点からなされている記述であり、具体的には天皇、国民の義務、国体などに関する記述が含まれる。

モノ的観点：ものの扱い方、ものの客観的性質などについてなされている記述であり、記述の主眼がものの操作におかれているものが含まれる。

なお分析にあたっては、各観点が同一課内に重複することを許した。集計にあたっては同一課内における観点の種類を問題とした。

(3) Ⅰ，Ⅱ，Ⅲ期の教科書の内容について、「女子と家事」「敬老」「行事」の3つを選び（選択理由は、Ⅰ～Ⅲ期に共通にとりあげられていることにある）、その人間観の時代的変遷

について検討する。

なお、(2)、(3)の分析においては、各研究者がそれぞれに独自に分析を試みたあと、相互に検討しながら最終的に決めた。

Ⅲ 結果及び考察

(1) 歴史的概観

明治5年の学制発布以降、教科目として家事が加えられるようになったのは、明治14年5月4日に公布された小学校教則綱領においてである。この第4条において小学高等科の教科目の規定がなされている。家事についてはこの条文の後半に「……殊に女子の為には経済に換へ、家事経済の大意を加ふるものとす。」¹²⁾と規定され、さらに第23条において裁縫及び家事経済の内容について規定されている。後半の家事経済の規定についてみると「……家事経済は高等科に至て、之を課し、衣服、洗濯、住居、什器、食物、割烹、理髪、出納等一家の経済に関する事項を授くへし、凡、裁縫、家事経済を授くるには民間日用に応せんことを要する。」¹³⁾と規定されている。また第27条に、小学科の区分、学期、授業の日及時についてその一例として示されているものによると、家事経済は小学高等科第8年の前期及び後期にそれぞれ週3時間の配当がなされている。そしてその時間に関してはつぎのような付記がなされている。

「家事経済は女兒に限り、之を課す。其時間は経済の毎週教時間3時を取て之に充つ。」¹⁴⁾つまり男児は経済一般を教授されるのに対して、女兒は家事という非常に狭視的な経済事象についてのみ教授されることとなったわけである。このような性差にもとづいた教科目のとらえ方は単にこの時期における現象であるだけでなく、現在までも綿々と受けつがれている問題の1つである。

このように教科のとらえ方においては多くの問題を持ちながらも、一応教科目としてその独自性が認められた家事経済も、実際には5年足

らずで姿を消してしまう。

即ち明治19年5月25日公布の「小学校の学科及其程度」¹⁵⁾に規定されている教科目の中には、家事経済の規定はされていない。

その後、明治23年10月7日に公布された小学校令は、わが国の初等教育制度の基本形態を確立したものとして意義づけられているものであるが、そこに規定されている教科目は明治19年のものとはほぼ同様であり、家事は教科目として設けられていない。

この法令により小学校は初等、中等、高等という区分が廃止され、修業年限がそれぞれ4年の尋常小学校と高等小学校とに分けられた。

明治33年8月20日公布の小学校令改正においても家事は独自の教科としては規定されていない。しかし翌日に公布された小学校令施行規則の第3条の国語の教科内容の規定の後半において「……女兒の学級に用いる読本には、特に家事上の事項を交ふへし。」¹⁶⁾とされ、かつ第7条の理科の教科内容の規定においても「……理科に於ては務めて農事、水産、工業、家事等に適切なる事項を授け……。」¹⁷⁾と規定されている。このように教科としては認められていないが、国語及び理科の中、家事的内容について教授するよう配慮がなされている。

このように家事的内容の教授の必要性が認められながらも、その後、明治40年3月21日に公布された小学校令の中にはまだ家事は独立の教科目として設けられていない。

この改正により尋常小学校の修業年限は6年間となり、高等小学校の修業年限は2年間となった。ただし高等小学校は3年間としてもよいとされていた。

明治45年4月1日公布の小学校令施行規則の改正では、第7条の理科の教科内容についての規定の後半に「女子の為には家事を併せ授くべし。」¹⁸⁾と明記されている。この規定により理科に配当される授業時間は、男児は従来通り週2時間であったのに対し、女兒は週3時間の時間が当てられ、その内の1時間が家事のために使

用されるようになった。このようにまだこの時期には独立の教科目として家事は認められていない。しかし、その内実においては独立の教科目として扱われたとみなすことが出来る。

法的には独立の教科目とみなされなかったためか、教科内容についての規定はされていない。

明治36年から始められた教科書の国定化は明治44年には理科の教科書にも及んだ。その結果国定化は理科の一部としてなされていた家事にも及び、大正3年から6年にかけて家事教科書の国定化が実施された。これがⅠ期の「高等小学理科 家事教科書（第1, 2, 3学年用）」である。

大正8年2月7日公布の小学校令の改正において家事は独立教科目として設けられることになった。第20条の後半において「……女兒の爲には家事の1科目又は教科目を加ふ。……之を随意科目又は選択科目と爲すことを得。」¹⁹⁾のごとく規定されている。さらに同年3月29日公布の小学校令施行規則の第15条において家事の教科目の内容規定がなされている。それによると「家事は家事に関する普通の知識技能を得しめ、家事の趣味を長し兼て節約、利用、秩序、清潔の習慣を養ふを以て要旨とす。

家事は、衣食住、看病、育児、其の他一家の経済等に関する事項の概要を授くへし。家事を授くるには、特に理科との連絡に注意し、又実習に重きを置き、土地の情況に適切ならしめんことを務むへし。」²⁰⁾のごとく規定されている。明治14年の家事経済の内容と比較した場合、看病、育児の項目が新に加わり、理髪が除かれている。また衣服、洗濯が衣に、住居、什器が住に、食物、割烹が食に包括されたことが大きな相異点といえる。この改正により理科の教科内容から家事内容は除かれるようになった。

この施行規則にもとづいて刊行された教科書がⅡ期の「高等小学 家事教科書」であり、昭和8年から11年にかけて第1学年、第2学年、第3学年用の教科書が刊行された。

随意科目であった家事は大正15年4月22日公

布の小学校令の改正により必須科目となった。教科目を規定している第20条には「高等小学校の教科目は……女兒の爲には家事、裁縫を加ふ。……」²¹⁾と規定され、家事の内容については大正8年のものと同じである。授業時間については、2年制の高等小学校では1学年及び2学年にそれぞれ週4時間²²⁾が家事・裁縫の時間として割り当てられ、3年制の高等小学校では1学年及び2学年には週4時間、3学年に週5時間が家事・裁縫の時間として割り当てられている。²³⁾家事と裁縫における時間配分については特に規定されていない。

昭和16年3月1日公布の小学校令の改正（国民学校令）によって家事は、音楽、習字、図画・工作、裁縫を含む芸能科の1つとして繰り込まれた。さらに同年3月14日公布の小学校令施行規則の第13条には、芸能科の規定がつぎのようになされている。

「芸能科は国民に須要なる芸術技能を修練せしめ、情操を醇化し、国民生活の充実に資せしむるを以て要旨とす。

技巧に流れず精神を訓練することを重んじ、真摯なる態度を養ふべし。

我が国、芸術技能の特質を知らしめ、工夫、創造の力を養うに力むべし。

教材は成るべく土地の情況に応じ生活の實際に即し、且、国民的情操の陶冶に資するものたるべし。

日常生活に於ける応用を指導し、個性の伸長に留意すると共に適宜共同作業を課すべし。

躰を重んじ姿勢に留意し、用具、材料に付て適切なる指導を為すべし。」²⁴⁾

さらに第19条には家事の教科の要旨と内容とがつぎのように規定されている。

「芸能家事は我が国、家庭生活に於ける女子の任務を知らしめ、実務を習得せしめ、婦徳の涵養に資するものとす。

祭事、敬老、育児、食物、住居、衛生、看護、家計等に付、家庭生活上日常須知の事項を授くべし。

裁縫と相俟ち家を齊へて国に報ずるの精神を涵養すべし。

国民科との関連に留意し、礼法を重んじ我が国、家庭生活に於ける醇風、美俗の維持発揚に力めしむべし。

理数科との関連に留意し、家事を科学的に処理するの態度を養ひ、家庭生活の充実、改善に付て指導すべし。

艱を重んじ、勤労の習慣を養ひ、利用、節約、清潔、整頓に付て訓練すべし。』²⁵⁾

また、第28条²⁶⁾において授業時間の規定がなされているが、それによると1学年及び2学年ともに家事・裁縫で週5時間が割り当てられている。この時期には増課の制度が設けられ、3時間から5時間の増課が認められている。増課する教科目に関する規定をみると「……実業科及び芸能科家事・裁縫以外の科目に付ては1科目に付、2時間を超ゆることを得ず。』²⁷⁾と1科目に割り当てられる時間が条件づけられている。しかし、家事・裁縫はその対象とされていないため、これらの増課の時間のすべてを家事・裁縫に当てることも出来た。その場合には全体で週35時間の授業時間の約 $\frac{1}{3}$ に相当する10時間が、家事、裁縫に費されることになる。

このことは、当時、女兒の教育が非常に片寄った価値観のもとでなされていたことを示す1つの指標といえよう。

この施行規則にもとづいて刊行されたのが、Ⅲ期の高等科家事(上)である。(下)は刊行されずに終わっている。

なおこの改正により高等科の修業年限が2年間となったためこの高等科家事(上)は1学年用の教科書といえる。

以上に述べた小学校令施行規則について、家事の要旨、内容、注意事項等を一覧表にしたのが表1である。

小学校教則綱領においては、注意事項として教授内容が日常生活に応用可能であることが明記されている。これは、当時の教科書の内容が

表1 小学校令施行規則(家事)

要旨・内容 施行規則	要旨・内容・注意
小学校教則綱領 (明治14年)	(要旨) 家事経済の大意を教える。 (内容) 衣服、洗濯、住居、什器、食物、割烹、理髪、一家の経済 (注意) 日常生活に応用できる。
小学校令施行規則 (明治45年)	(要旨) } (内容) } 特に明記されていない。 (注意) } (教科書) 高等小学理科 家事教科書
小学校令施行規則 (大正8年)	(要旨) 家事に関する知識技能の習得節約、利用、秩序、清潔の習慣を養う。 (内容) 衣食住、看病、育児、一家の経済。 (注意) 理科との関連を考慮する。土地の情況に合わず。 (教科書) 高等小学 家事教科書
小学校令(国民学校令)施行規則 (昭和16年)	(要旨) 家庭生活に於ける女子の任務を知らしめ、実務を習得せしめ、婦徳の涵養に資する。 (内容) 祭事、敬老、育児、食物、住居、衛生、看護、家計。 (注意) 国民科・理数科の関連を考慮する。 (教科書) 高等科 家事

翻訳的模索的²⁸⁾で、現実の生活実態から遠く遊離していたことに対する批判としてなされたものと思われる。また教科内容の規定が非常に詳細になされていることが特徴といえよう。

明治45年の小学校令施行規則においては、女兒は理科の授業時間(週3時間)の中の1時間を家事に当てるという規定がなされているにもかかわらず、その教科内容については特に規定されていない。基本的な考え方としては先きの小学校教則綱領が受けつがれたものと思われる、実際の教科書の内容については後述する。

大正8年、理科から独立した家事は小学校令施行規則の中に家事教育の要旨及び内容が明記されている。家事の重点は知識技能の習得及び節約、秩序等におかれている。これは生産的な

活動に重点がおかれているというより、与えられた枠の中でいかにうまく生きるかということに重点がおかれていたことを示している。

明治14年の小学校教則綱領と比較した場合に、看病、育児など教科の内容として規定されている。これは、「人間の生きる」ということが教科の中にとり込まれたこととして大きな意味をもつものといえる。

昭和16年の国民学校令施行規則においては、女子の任務が強調され、婦徳の涵養という表現にみられるように精神的なものに重点がおかれている。

また内容においても祭事、敬老、衛生が新に加えられている。これらをⅠ、Ⅱ期の内容と比較した場合、多分に精神的色彩の濃いものとなっている。この施行規則の前のものは家事の内容としては衣食住に関するものがその配列順序で上位を占めていた。しかしこの施行規則では、祭事敬老、育児が上位にかかげられている。つまり、このことはこの時期に家事に求められていたものが、他の時期とは非常に異なっていたことを示している。これは、この時期が太平洋戦争の突入期にあり、社会全体が国家主義的、ミリタリズム的雰囲気非常に色濃い時期であったことと関連しているものと思われる。

このような施行規則上における差異は実際の

表2 小学校教則綱領(家事経済)と高等小学理科 家事教科書(Ⅰ期)

高等小学理科 家事 家事経済	内 容
(衣 服)	衣服(Ⅰ-10) 衣服の整理保存(Ⅰ-11) 寝具(Ⅰ-15)
(洗 濯)	白布類の洗濯(Ⅰ-12) 衣服の洗濯(Ⅰ-13) しみ技法(Ⅰ-14) 白色の木綿織物・麻織物の漂白(Ⅲ-10) 木綿夏洋服の洗濯(Ⅲ-11) 木綿袴の全洗(Ⅲ-12) 絹織物の洗濯(Ⅲ-13)

(住 居)	住居(Ⅰ-1) 住居の修理保存(Ⅰ-2) 戸締り及び火の用心(Ⅰ-3) 掃除(Ⅰ-4) 石鹼洗及び灰汁洗(Ⅰ-5) 畳・建具の手入(Ⅰ-6)
(什 器)	木製器具の手入(Ⅰ-7) 金属器・陶磁器・ガラス器の手入(Ⅰ-8) 雑具の手入(Ⅰ-9)
(食 物)	飲食物(Ⅱ-13) 献立(Ⅱ-14) 食物の貯蔵(Ⅱ-15) 飲料水(Ⅱ-16)
(割 烹)	割烹心得(Ⅱ-1) 野菜の切り方(Ⅱ-2) 野菜の煮方(Ⅱ-3) 調理法各種*(Ⅱ-8課, Ⅲ-14課) 台所の始末(Ⅲ-1) 包丁の研ぎ方(Ⅲ-2)
(理 髪)	
(一家の経済)	一家の経済(Ⅱ-2)
(その他)	嬰兒の取扱(Ⅱ-17) 哺乳, 嬰兒の飲食物(Ⅱ-18) 小児の衣類(Ⅱ-19) 小児の疾病(Ⅱ-20) 小児の躾け方(Ⅱ-21)
	善良なる家庭(Ⅱ-23)
	看病の心得(Ⅰ-16) 薬用及び介抱(Ⅰ-17) 病人の衣食住(Ⅰ-18) 応急手当(Ⅰ-19) 病人の食物(Ⅱ-19)
	荷物の造り方(Ⅲ-9) 贈物の包み方(Ⅲ-19) 年中行事(Ⅲ-23)

(表中, Ⅰ, Ⅱ, Ⅲ年を示し, 数字は課を示す。ただし*は課の合計数を示す。)

教科書の内容にどのように影響しているのだろうか。

表2, 4, 7は施行規則に規定されている教

科内容とその施行規則にもとづいて作られた教科書の目次との関連について見たものである。

I期の教科書である高等小学理科 家事教科書については、施行規則に具体的な内容が規定されていないため、明治14年の小学校教則綱領における家事経済の内容規定を参考として掲げた(表2)。

小学校教則綱領の家事経済の内容としては理髪が扱われているが、高等小学理科 家事教科書では扱われていない。しかし表2にみられるように「その他」に含まれているものは家事経済の内容としては扱われていなかったものである。

これらを内容的に見ると、保育、看病、家庭管理などに関するものである。これらが高等小学理科 家事教科書の中に加えられたということは前述したように、教科の中に人間そのものをとり込む動きとして大きな意味をもつといえよう。

つぎに内容別に目次数についてみたのが表3である。

表3に示されるように、高等小学理科 家事教科書においては、割烹、洗濯、住居、その他(保育、看護)、食物、什器・衣服、その他(家庭管理)、一家の経済の順に重点がおかれている。衣食住に関する目次は全体の約77%を占め、特に割烹に関するものが約40%を占め、高等小学理科 家事教科書は割烹書の観を呈して

表3 施行規則と目次数 N(%)

施行規則 目次の数	衣 服	洗 濯	住 居	什 器	食 物	割 烹	理 髪	一 家 の 経 済	そ の 他	計
N	3	7	6	3	4	27	0	1	14	65
(%)	(4.6)	(10.8)	(9.2)	(4.6)	(6.2)	(41.5)		(1.5)	(21.5)	
	10		9		31		保育 看護 管理			
	(15.4)		(13.8)		(47.7)		5(7.7) 5(7.7) 3(4.6)			

(Nは目次数を示す)

いる。

また衣服に関する比率が低いように思われるが、これは家事とは独立に裁縫の教科目が設けられていたためと思われる。

II期の教科書である高等小学家事教科書の目次と小学校令施行規則(大正8年)の家事の教科内容との関連についてみたのが表4である。

当然のことながら、施行規則に規定されている内容はほとんど教科書の目次として扱われている。しかし「その他」の欄にみられる敬老は施行規則の方には規定されていないものである。これは施行規則の公布(大正8年)と実際に教科書が作られた時期(昭和8年~11年)における社会的価値観の変化によって教科書の中に新に加えられたのであろう。

衣に含まれる目次は表題だけでは明確でないが、記述内容についてみるとほとんどすべて洗濯との関連でなされている。表4にみられるよ

表4 小学校令施行規則と高等小学家事

高等小学 家事 小学校令 施行規則	内 容
衣	繊維と織物(I-3) 木綿織物(I-4) 白木綿の漂白(I-5) しみ抜(I-6) 単衣の全洗(I-7) 木綿の解洗(I-8) 麻織物(I-9) 人造絹糸織物(I-10) 絹織物(II-4) 毛織物(II-5) 交織物(II-6) 編物(II-7) 揮発油洗(II-13) 衣類の手入保存(II-14) 服装(II-15) カラー、ワイシャツの洗濯(III-9) 無地染(III-22) 模様染(III-23) 服装の概説(III-42) 整容(III-31)

食	井戸と水道 (I-12) 料理用具 (I-18) 食器とふきん (I-19) 食物の成分 (I-20) 米と米飯 (I-21) 麦と麦飯 (I-22) 調理法各種*(I-8課, II-15課, III-31課) 献立 (II-1) 料理法の概説 (III-1)
住	掃除 (I-2) 住宅 (I-11) 電灯 (I-13) 火鉢, ストープ等 (I-14) 燃料 (I-15) 畳・建具と其の手入 (I-16) 什器, 履物等の手入 (I-17)
看病	病人の看護 (II-18) 病人の手当 (II-19) 応急手当法 (II-20) 病人の食物 (II-21) 伝染病 (III-10) 保健法の概説 (III-11) 包帯法 (III-41)
育児	哺乳 (II-25) 乳児の衛生 (II-26) 離乳 (II-27) 幼児の食物 (II-28) 小児の病気 (II-29) 保育 (III-43)
一家の経済	一家の経済 (II-22) 家庭生活の合理化 (II-35)
その他	女子と家事 (I-1) ----- 敬老 (II-34) ----- 交際 (III-32) 災害に対する心得 (III-40) 年中行事 (III-44)

(表中, I, II, IIIは学年を示し, 数学は課)を示す。ただし*は課の合計数を示す。

うに I 期に比較して II 期に扱われる織物の種類が豊富になっている。

また染色などの新しい内容が加えられているのに対して, I 期で扱われた袴の全洗いなどが

除かれるなど, 生活における変化が教科書の内容にも反映している。

このような実生活での変化が教科書を変える例は住居についても認められる。I 期では, ランプが扱われていたが II 期では電灯に変化している。

実際の生活をかかえこんでいる家事がこのように時代社会の物理的变化によってその内容を書きかえて行かなければならないことは決して理解できないことではないものの, しかし, このような行き方は人が生きるということに主眼がおかれずに, ものの操作に主眼がおかれている家事の姿である。このような行き方は人間がものを支配するのではなく, ものによって人間が支配される方向に進む危険性をもっているものといえよう。

施行規則上からみれば, I 期には理科の中の家事であったものが, II 期には理科から分離して独立教科となり, その意味が大きく変化したにもかかわらず, その教科書の目次構成においてはほとんど変化が認められない(表5)。

表5 施行規則と目次数 N (%)

施行規則 目次の数	N (%)						
	衣	食	住	看病	育児	一家の経済	その他
N	20	62	7	7	6	2	5
(%)	(18.3)	(56.9)	(6.4)	(6.4)	(5.5)	(1.8)	(4.6)

I 期に比較して II 期には, 食に関する比率が 47.7%→56.9%へと増加し, 食に重点がおかれる傾向が強まっている。

III 期の教科書である高等科家事(上)の目次と国民学校令施行規則(昭和16年)の教科内容との関連についてみたのが表6である。

この教科書は(上)即ち第1学年用のみの教科書の刊行で終わったため, 施行規則で規定されている育児と看護に関する目次は設けられてい

ない。多分（下）である第2学年用の教科書の中に含まれる予定のものであったのであろう。この施行規則の中から衣服に関するものが除かれているが、これは国民学校令によりすべての教科が皇国のもとに1本化がはかられ、各教科の総合がはかられ、各教科における重複がさけられ、効率のよい教育が意図されたことと関連しているものと思われる。

これまでは家事と裁縫は並列的に並べられ、かつ授業時間の記述においても包括的に示されているにもかかわらず教科目の間には積極的な交流がもたれていなかった²⁹⁾。しかし、この施行規則では家事と裁縫に関して「裁縫と相俟ちて……」と規定されることによって、両者の関連の必要性が示されている。これは両者にとって意味のあることといえよう。

Ⅲ期の教科書である高等科家事は（上）のみの刊行で終わったため、Ⅰ期、Ⅱ期のものと直接比較することには種々問題があるが、ここでは、あえてⅠ期、Ⅱ期との関連について比較検

表6 国民学校令施行規則と高等科家事(上)

高等家事		内 容
国民学校令施行規則		
祭 事	祭事(上一2)	
敬 老	敬老(上一3)	
育 児	※	
食 物	台所用具とその扱い方(上一8) 日常食品とその調理(上一9)	
住 居	住居(上一5) 燃料(上一6)	
衛 生	日常生活と保健(上一4) 保健と栄養(上一7)	
看 護	※	
家 計	一家の経済(上一10)	
そ の 他	わが国の家と女子(上一1) 日常生活の向上(上一11)	

(※下の教科書に記載予定であったものと思われる。)

表7 施行規則(家事)と目次

施行規則 目次の数	祭 事	敬 老	育 児	食 物	住 居	衛 生	看 護	家 計	そ の 他	計
	N (%)	1 (9.1)	1 (9.1)	0	2 (18.2)	2 (18.2)	2 (18.2)	0	1 (9.1)	2 (18.2)

討を試みる。

Ⅰ期において食住の占める比率は62%(表3)であり、Ⅱ期では63%(表5)とほぼ同率であったものが、Ⅲ期には36%(表7)と著しい減少を示している。これは単に1学年の教科書のみ原因するというよりも、むしろⅢ期において食住のもつ意味がⅠ、Ⅱ期と著しく異なったことを示しているといえよう。

表8 1学年用教科書の目次、ページ数

目次区分 目次数	目 次 数			ペ ー ジ 数		
	I	II	III	I	II	III
N	19	30	11	17	66	141

つぎにⅠ、Ⅱ、Ⅲ期における1学年用の教科書について目次数と総ページ数についてみたものが表8である。

Ⅰ期においては総目次数が19であり、総ページ数が17である。Ⅱ期には独立教科目として授業時間が増加したこともあって、総目次数は30に増加し、総ページ数も66に増加している。Ⅲ期には総目次数は11に減少し、総ページ数は141と著しい増加を示している。

これはⅠ、Ⅱ期の目次の立て方が非常に細分化したものであるのに対してⅢ期のものは非常に大きな目次の立て方がとられている。これはⅠ、Ⅱ期のものが概説的技術書の色彩が強かったのに対してⅢ期のものは単なる技術の習得というよりもむしろ皇国の臣民をつくることに重点がおかれていたために情動的記述が多くなさ

れていることに原因しているものと思われる。

以上家事について小学校令施行規則と実際の教科書との関連について概観したが、これらの結果は、教科書の内容が時代社会の価値観によって影響されることを明確に示している。

つぎにⅠ、Ⅱ、Ⅲ期の教科書の内容について具体的に検討する。

(2) 内容分析

Ⅰ、Ⅱ、Ⅲ期の教科書の内容が、個人が生きているということからなされている記述であるか(個人的観点)、対ヒトとの関係でなされている記述であるか(社会的観点=家族、家族外の対人関係)、国家主義的記述であるか(国家的観点)、対モノとの関係でなされている記述であるか(モノの観点)についてみたのが表9、10、11である。つぎに各期別についてみる。

表9 Ⅰ期の教科書の内容分析 N(%)

観点		学年			
		1学年	2学年	3学年	計
個人的観点		7(36.8)	4(17.4)	0	11(16.9)
社会的 観 点	家族	3(15.8)	8(34.8)	0	11(16.9)
	その他	1(5.3)	0	2(8.7)	3(4.6)
国家的観点		0	0	1(4.3)	1(1.5)
もの的観点		15(78.9)	17(73.9)	23(100.0)	55(84.6)
計		19	23	23	65

(a) Ⅰ期について

表9にみられるように、全体的に見るとものあつかいについての記述が多く、全体の約85%を占めている。ついで社会的観点の記述が多くなっている。しかしその社会的観点に関する記述内容について見た場合には、その主なものは育児、病人に対する看護など家庭内の特殊な人間関係についてのみ述べられており、家庭外の人間関係について述べられたものは5%にすぎない。

今、ここで家族構成員として夫、妻、子、親の4人を想定した場合、そこに展開される人間

関係は非常に複雑なものが考えられるが、その人間関係を妻との関係としてみた場合には図1

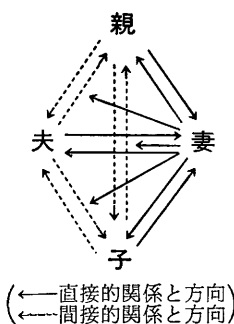


図1 妻の視点から見た人間関係の欠落は、基本的には家族外

の人間関係の欠落と同じ意味をもっているのではないだろうか。

人間が生きているという場合には単に衣食住という生物学的レベルでの生命尊重にとどまるのではなく、そこには人を思いやる、愛するという情緒的面からの生命尊重ということも考えられなければならない。しかし、対人関係がこのように欠落している場合には、このような情緒面が軽視されていることを示しているものといえよう。

つぎに衣食住が家事の中で扱われる以上、何らかの形で人間が生きているということとの関連でとらえられなければならないわけであるが、それがどのように関連づけられているかについて具体的な記述を通してみる。ただしⅢ期において衣に関する記述が欠けているため、ここでは住と食に関してみることにする。

資料Ⅰ-1、Ⅰ-2は教科書の全文引用である。

資料Ⅰ-1

住居(1学年・一課)

住居は風雨寒暑を凌ぎ、家財を保護し、且一家の秩序を保つに必要なものなり。住所は職業に応じて適当なるべきは勿論、土地高燥にして水質の佳良なる所を可とす。もし然らざるときは相当の工夫をなすこと肝要なり。

室の数、広さ、並びにその配置は、家族の多少、職業の種類及び生計の度によりて異なるべしと雖

も、空気の流通、日光の射入、使用の便否等を考へ適宜諸室の用い方を定むべし。又戸障子・襖などは成るべく質素にして丈夫なるものを用ふべし。

資料 I-2

飲食物 (2 学年・十三課)

食品には、米・麦・豆類・野菜類の如き植物性のものあり、又肉類・鶏卵の如き動物性のものあり。人体の栄養に欠くべからざる蛋白質・脂肪・炭水化物・灰分等は是等の食品によりて供給せらる。

而して、是等の食品は各々其の成分を異にせるが故に、吾等は適当に之を変へ用ひて、身体の健康を保つに必要な滋養分を取らざるべからず。

塩・砂糖・味噌・醤油・酢等は、食品に味をつくるに用ふるものにして、亦欠くべからざるものなり。

茶・珈琲・山椒・蕃椒・山葵・胡椒の類は、滋養の効なきものなれども、之を好む者にありては消化を助くる益あり。但し、多く用ふることを避くべし。

資料 I-1, 資料 I-2 の記述に認められるように住居および飲食物に関するものは確かに人間が生きるという要素をもった記述であるが、これらの行間からは活き活きとした人間の姿は浮び上っては来ない。単に物理的側面から人間が生きるということが論じられているにすぎない。これらの「人間くささ」の欠除は1つにはこの当時の家事が理科の中に位置づけられていたこととも関係するのであろうか。

表10 期の教科書の内容分析 N (%)

観点	学年				計
	1 学年	2 学年	3 学年		
個人的観点	18(60.0)	5(14.4)	7(15.9)	30(27.5)	
社会的観点	家族	1(3.3)	11(31.4)	3(6.8)	15(13.8)
	その他	0	1(2.9)	2(4.5)	3(2.8)
国家的観点	1(3.3)	1(2.9)	1(2.3)	3(2.8)	
もの観点	28(93.3)	28(80.0)	40(90.1)	96(88.1)	
計	30	35	44	109	

(b) II 期について

表10にみられるように、全体的にみるとI期と同様にももの扱いに関する記述が多い。ついで個人的観点からの記述が多い。I期(表9)と比較した場合にはII期における個人的観点の増加に著しいものがある。この増加の理由についてみると、1学年において食物に関して栄養的観点からの記述が多くみられるようになったことに原因している。この傾向は常見³⁰⁾も指摘しているように理化学研究所(大正8年)、栄養研究所(大正9年)の創設と関係あるものと思われる。

つぎにII期について、I期と同様に住宅(資料II-1)及び食物(資料II-2)についてみる。

資料 II-1

住宅 (2 学年・十一課)

住宅は、土地の情况や住む人の事情などに依っていろいろ違ふところあるべきは勿論であるが、一般に望ましい主な点を挙げれば、第一には衛生的である事である。

之が為には、日当りや風通しがよく、寒暑が避けられ、清潔が保たれ易い事などが主な要件である。故に事情が許さぬ場合には、せめて家族の居間だけでも、かくあらせたいものである。第二には用心がよく堅牢であって、地震・火災・盗難などに対して安全な事である。

第三には間取其の他が便利に出来て居る事である。徒に家の外観を美しくし、天井や床柱の用材を誇りなどして、前記の主要点に欠けるところのあるのは、本末を誤ったものと言ってよい。

台所

台所は一家の中で、最も大切な場所の一つである。台所に望ましい事の主なものは、

第一に働きよい事である。

之が為には、屢々用事の有る場所、例へば水や火を使う所や食品の切盛りをする所などは成るべく相接近し、且大体同じ高さにあつて、立ったままで用を弁じ得るやうに造るのがよい。

第二に明るい事である。

之が為には、窓の位置及び大きさを適当にし其

の窓には成るべくガラスを用ひるがよい。

第三には煙や食物の臭の滞らぬ事である。

之が為には、窓が適度に開閉の出来るものである事、煙の出る燃料を用ひる竈には煙突を取付ける事が望ましい。煙突は火の燃えをよくする効もある。

第四には火の用心のよい事、掃除し易い事、排水の便な事なども大切である。

便所

便所は成るべく井戸・台所等より遠い所に設け、便槽は丈夫で水を透さぬ質のもので作り、便槽から床までの間は、四方を石又はコンクリートでかこつて他の部分と遮断し汲取口は密閉し得るやうに完全な蓋を取付けるがよい。

便所は往々伝染病のひろがる源となるものであるから、窓には金網を張って蠅の出入を防ぎ常に注意して清潔を計らねばならぬ。掛手拭や手洗水は最も清潔にする事が必要である。

一家の衛生情態は、便所の清否によってトせられるといふ程である。

庭園

庭園は人の目を喜ばせる事のみを以て其の目的とせず。家の日当りや空気の流通を考へ、更に防火・防風的手段に利用するなど、多くの実用的の目的を以て作らるべきである。

資料Ⅱ—2

食物の成分（2学年・二十課）

我々が生命を維持する為には、炭水化物・脂肪・蛋白質・水及び灰分等を含む食物を摂取しなければならぬ。

炭水化物 炭水化物は炭素・酸素・水素から出来てゐる。炭水化物の中、澱粉と糖類とは摂取された後消化吸収され、体内に於て酸素と化合して炭酸ガスと水となる。此の変化の際我々に体温と活動の勢力とを与へる。

繊維は同じく炭水化物に属するもので、これは人体では殆ど消化されないが、便秘を防ぐに有効である。

脂肪 脂肪も炭素・酸素・水素から出来てゐて、主として体温と活動の勢力とを与へる。

蛋白質 蛋白質は炭素・酸素・水素・窒素・

硫黄から出来てゐる。又中には以上の諸成分の外に磷を含んでゐるものもある。蛋白質は体温と活動の勢力とを与へる外、体成分の構成・補給にも必要なものである。

水 水は我等の体の六十五パーセントを占め、体に一定の軟かさと緊張とを与へてゐる。又養分や不用物を溶かして運んだり、体内で起る種々の変化を順調に行はせたりする。

灰分 灰分とは食品を焼けば残るものであつて、これには磷・硫黄・カリウム・ナトリウム・マグネシウム・カルシウム・鉄等が含まれてゐる。

人体内に含まれてゐる灰分は、其の量は甚だ少いが、身体の成長と活動とを維持するのに極めて重要である。

ビタミン 全く純粋な炭水化物・蛋白質・脂肪・水・灰分を食物として摂取しても、体の完全な發育と健康の保持とを期する事は出来ない。これには或る要素が欠けてゐるのであると云はれてゐる。此の要素をビタミンと云ひ、ビタミンA・ビタミンB・ビタミンC等に分類されてゐる。

ビタミンAは、脂肪に溶ける性質を有し、牛乳・バター・鶏卵・肝油等に殊に多く含まれてゐる。

ビタミンBは、米の胚芽・糖・酵母等に含まれ、ビタミンCは、新鮮な野菜に多量にある。是等のビタミンは何れも水に溶ける性質を有してゐる。

ビタミンは種類により加熱・乾燥・貯蔵等の為には、よく之を考慮せねばならぬ。

以上のものは、総べての食品に均等に含まれてゐるのではなく、或る食品は、是等の物の若干を全く欠いているから、偏食を避け、食品の適当な配合によって是等を程よく摂取せねばならぬ。

住宅について見た場合資料Ⅱ—1, I期においては、物理的な条件の考慮の中にならずかに人間の存在がうかがえたのに対して、II期には「……せめて家族の居間だけでも……」の記述に見られるように、生きるということがより積極的にとらえられているように思われる。

しかしながら、これらの記述の背景にある基本的な考え方は、本当の意味の生活改善（これは当然価値観の転換が要求されるものである）

を志向していたというよりはむしろ、価値観の転換を含まない技術的レベルにおける生活改善にあったように思われる。

このことは、各所に見られる「～するのがよい」という記述に如実に現われている。

本当の意味の生活改善とは「～するのがよい」と観念的に理解することではなく、「～するのがよい」とわかっていても、現実の生活の中にはそのようにできない問題が多く存在しているわけであり、それらの問題にいかに対処するか、実は「～することがよい」ことの本当の解決の鍵が存在しているのである。ところがⅡ期における記述ではこれらの問題は不問にされたまま「～するのがよい」という記述のみに終わっている。

この視点の欠落は社会的観点、特に家族外の対人関係における観点の欠落と同じ根をもってしているように思われる。つまり、人間が人間らしく生きるということは、対ヒトとの問題（この中には当然、社会という抽象化された領域も含まれる）と対モノとの問題がある。人が生きるということの基本におくべき家事において、モノのとり扱いが人との関係に発展せずに、ここに見られるように単なるモノの扱いに終始していることに家事が社会的観点をもちえない大きな原因があるように思われる。

このことは資料Ⅱ-2においても同様にいえる。Ⅰ期とⅡ期の記述を比較した場合、Ⅱ期のものは、各栄養素について詳細に、かつ科学的に記述されているが、人間がまさに生きるというそのなまなましさとの関連ではとらえられていない。すべてきれいごとですまされている。はたしてこのような科学的な情報がなんの抵抗もなく生活の中にとりこめる程に人々は余裕のある生活をしていたのであろうか。その答は「否」である。Ⅱ期の教科書は昭和8年から昭和18年に使用されたものであり、人々の生活は決してここに書かれていることが正しいことであるからといって、直ぐに生活に取り入れられるべき状況にはおかれていなかったはずである。

このような状況からこの教科書の内容を再度見なおす時、いかに現実の生活から遊離したものであったかが理解されよう。「人間が人間らしく生きる」ということは、現実の生活の中で生きることにはかならないはずである。

(c) Ⅲ期について

高等科家事は(上)のみの刊行で終わったので、ここではⅠ、Ⅱ期の第1学年の教科書の内容との比較を試みる。表11はⅠ、Ⅱ、Ⅲ期の第1学年の教科書の内容についてみたものである。

表11 1学年用教科書の内容分析 N(%)

時代区分		Ⅰ	Ⅱ	Ⅲ
観点				
個人的観点		7 (36.8)	18 (60.0)	5 (45.5)
社会的観点	家族	3 (15.8)	1 (3.3)	4 (36.4)
	その他	1 (5.3)	0	0
国家的観点		0	1 (3.3)	10 (90.9)
ものの観点		15 (78.9)	28 (93.3)	5 (45.5)
計		19	30	11

表11にみられるように国家的観点からの記述が実に90%もある。これは国民学校令第1章の目的の所で「国民学校は皇国の道に則りて初等普通教育を施し、国民の基礎的錬成を為すを以て目的とす。」³¹⁾と明確に規定しているごとく、各教科の目的はすべて皇国の道即ち、教育勅語そのものにあつたわけであるから家事においてもしかりである。

11課中、皇国との関係で論じられないものは唯1課あるにすぎない。それは第8課の「台所用具とその扱い方」である。

ここでも資料Ⅲ-1(住居)、資料Ⅲ-2(保健と栄養)の記述を通して、具体的にみて行くことにする。

資料Ⅲ-1の内容は非常に広範に亘っている。ここに含まれている内容のほとんどのものがⅠ、Ⅱ期ではそれぞれ独立の課として扱われていたものである。例えば「掃除」「畳・建具の手入れ」「家具・什器の手入れ」「電灯」「井

戸」「飲料水」などである。これらが同一課内で扱われるようになった原因は、国民学校令³²⁾により各教科の統合がはかられたことが、各教科の目次の立て方の上にも反映されたものと思われる。

資料Ⅲ-1

住居（1学年・5課）

（一）住まひ方

住居は土地の情況や、住む人の都合などによって、条件がいろいろ違ふのはもちろんですが、一般に望ましいことは、第一に衛生的で家族の健康によいこと、第二に堅牢で、いろいろの災害に対して安全なこと、第三に便利で働きよいことなどであります。

部屋の使ひ方

居間

問 自分の家で最も多くの時間を過ごす部屋はどこですか。

居間は、寝室も兼ねるのが普通ですから私どもは、一日の中で最も多くの時間をここで過します。居間としては、仕事が能率的に運べるやうに考へておかなければならなりませんし又、睡眠時間は普通一日の三分の一に当り、睡眠が健康に及ぼす影響は大きいものですから寝室としては、保健の目的にかなはなければなりません。そのためには、日当りや風通しがよく、明かるくて、清潔が保たれるやうにしないでなりません。居間は、又、一家の団欒にも、食事にも来客の応接にも使はれがちですから、住み心地のよいやうに工夫しなければなりません。

問（い）神棚・仏壇は、家のどんな位置にまつてありますか。

（ろ）ほこりの立ち易い仕事を居間でする時には、どんな注意が必要ですか。

居間でしにくい仕事や家畜の飼育、収穫の保存などのためには、別棟を設けることもあります。台所 台所は、家族の食物を取扱ふ大切な場所ですから、先づ衛生的なことが大切であり、又立ち動きに便利なことも大切です。

衛生的にするには、第一に明かるくする必要があります。それには、窓の位置や、大きさを工夫しなければなりません。できれば、ガラス窓にし

ます。第二に、煙や食物の臭ひがこもらないやうに工夫しなければなりません。それには、適当に開閉のできる窓や、臭気ぬきを設けます。第三には清潔を保たなければなりません。そのためには掃除をし易くし、排水がよいやうに工夫させよう。

立ち動きに便利にするには、先づ立つたままで使へるやうにします。それには、床を同じ高さにし、流しと火を使ふ所、食品を切ったり盛ったりするところなどを大体同じ高さにさせよう。流しの高さは普通約七十五センチ（二尺五寸ぐらゐ）が適当です。次に位置や姿勢をなるべくかへないで働けるやうにします。それには、流しその他をなるべく近づけたり、始終使ふものは、余り高いところや低いところには入れないやうにします。明るくすることは、活動を敏活にするためにも必要なことであります。

台所は火を多く使ふところですから、火の用心をすることは殊に肝要なことです。こんろ台・火消壺のまはりなどには、特に注意させよう。

問 自分の家の台所で、改めた方がよいと思ふことはありませんか。

便所 便所の位置は、井戸や台所からなるべく離れた所にします。便槽は、丈夫で水を透さないものが良く、便槽から床までの間は、四方を石又はコンクリートでかこって、他の部分からさへぎり、汲取り口には、完全密閉することのできる蓋を取りつけます。

便所は、往々伝染病のひろがるもとになりますから、注意して清潔を保ち、殊に手洗水や掛手拭は、きれいにしておくことが大切であります。

清掃 汚れた住居は不愉快であるばかりではなく、衛生上からも、家屋の保存の上からも、甚だよくありませんからいつも掃除を怠ってはなりせまぬ。掃除の仕方は場所や目的によっていろいろあります。

問（い）次の掃除法についてその目的と仕方を調べなさい。

はたき掃除・掃き掃除・拭き掃除・洗ひ掃除

（ろ）屋外を掃除する時、特にどんな点に注意しなければなりませんか。

（は）掃除にかかる前に、どんな準備をすることが必要ですか。

大掃除の時には、畳・床下・天井・押入れ等ふだん手の届きかねる所を十分掃除します。特に畳は戸外に持ち出して裏を十分日光や風にあてます。

問 (い) 大掃除の時、押入れや戸棚を掃除するのに、どんな注意が必要ですか。

(ろ) 掃除の時に出た屑やごみは、どう始末したらよいでせうか。

物の整理 物を整理すれば、出し入れが便利になり、仕事の能率を高め、又、物を長持ちさせることもできます。整理の仕方にはいろいろありますが、形・大きさ・使用の目的・使用の程度などを標準として、整理することも一つの方法です。

問 (い) 右の標準によって、文房具・裁縫用具・食器・調理用具・衣類・寝具類の整理の仕方を、工夫してごらんください。

(ろ) 空箱・籠・袋などを利用して、家の中のもの整理する工夫をしてごらんください。

畳・建具・家具・什器とその手入れ

畳 畳は日本家屋によく調和し、保温・吸湿性をもち、又、丈夫で弾力があります。けれども、ほこりがたったり、湿り過ぎたりすると衛生上よくありませんから、いつも注意して乾燥させ叩いてほこりを出すやうにさせよう。畳表には、備後表・琉球表などがあり、琉球表は、織目が粗いけれども丈夫です。畳表は、あまりひどくならないうちに裏返しをするやうにします。

問 (い) 畳は、どんな部分がよくいたむでせうか。それを防ぐにはどうしたらよいでせう。

(ろ) 畳の下に、新聞紙などを敷くのは何のためですか。

(は) インキや墨汁などをこぼした時にはどうして取りますか。

障子 障子は軽くて開閉に便利で、落ち着いた光線を入れ、自然に換気が出来てよいものです。けれども紙が古くなると採光・換気とも不十分になります。

小さな破れが出来た時には、早速に切りばりをし、又適当にはり替へなければなりません。全体のはり替へをするには裏から霧を吹きかけ、紙がはげ易くなったら、下の方から巻きつけて古紙をはぎ取り、棧を拭き、たてつけの悪い部分を直します。紙を障子の幅に合はせて必要な枚数だけ切

っておき、糊刷毛で軽く棧をたたきやうにして糊をつけ、切った紙を下から上へはって行きます。この時障子を逆さに立てかけてすれば、手順よくできます。

問 (い) 障子の破れを繕ったことがありますか。どうして繕ひましたか。

(ろ) たてつけの悪い障子は、どうして直したらよいでせうか。

(は) 障子をはる糊の濃さは、どのくらゐがよいでせうか。

(に) 障子をはり終へた時、全体に霧を吹くのは何のためですか。

(ほ) はった障子を、乾かないうちに動かしたらどうなりますか。

ガラス戸 ガラス戸は、障子に比べて採光の点ですぐれ、殊に日光がさし込む場合には、部屋を温める効力が大きいものですが、換気の点からいふとよくありません。又、夜分には却って部屋を冷しますから、急に部屋を冷さないために、ガラス戸の所には幕をおろすなど工夫しなければなりません。

問 (い) ガラス戸にひびが入った時にはどうしますか。

(ろ) ガラスが汚れた時の拭き方をお調べなさい。又、すりガラスの拭き方には、どんな注意が必要ですか。

襖 襖は、開放的な日本の家屋の間仕切りとして便利なもので、保温もよく、装飾にも役立ちます。使ふ場所によっては、片面に板を使ってその場所に調和するやうに作ったものもあります。

問 襖の破れを繕ふ方法を工夫してみませう。

雨戸 雨戸は室の外壁の一部として、風雨・盗難などを防ぐのが主な目的であります。ですから十分丈夫なものにしておくことが大切であります。家具・什器 家具や什器にはいろいろのものがあありますが、それぞれ適当に手入れをしなければなりません。

白木のもの 乾いた布で拭きます。

ワニス塗りのもの 乾いた布で拭き、その上、時々つや出し液をつけて拭きます。

問 ワニス塗りの家具の上に、ぢかに熱いものを置いて、あとがついたことはありませんか。それをどう手入れしましたか。

漆塗りのもの 表面に傷が付き易いので、特に丁寧に取り扱い、柔かな紙、又は布に包んでしまひます。

漆器を洗ふ時に熱湯を用ひると漆ははげますから、ぬるま湯を用ひるやうにしなければなりません。

問 漆器の拭き方に就いて、お調べなさい。
陶製のもの 茶碗類は、糸底が粗いと他の器物に傷をつけますから、糸底と糸底とをすり合はせるか、やすり紙でよくすってから使用します。
家屋の周囲とその利用 農村など、家のまはりの広い場合はもちろんのこと都会などの僅かな空地でも、心がけしだいでいろいろに利用することができます。

問 (い) 家のまわりをどんなことに利用してゐますか。

(ろ) まだ利用することのできる余地はありますか。もしあれば、利用の計画を立ててごらんください。

狭い空地や空箱などを利用して、季節の野菜を作り、家の軒下や、物置小屋などを利用して鶏・豚・兎・山羊などを飼ふのはよいことです。又、土地によっては、池を掘り、流れなどを利用して鯉や鮒などを飼ふのもよいでせう。

これらのことは、子どもの教育にも大切なことであり、家族の健康のためにもよく、又増産にも協力することになります。

問 台所の廃物・ごみ・落葉などを活用する途はありますか。

(二) 住居と保健

住居は、保健上、日当り・採光・通風・換気などが適当でなければなりません。

日当り 南向きや、東南向きに作られた家は、よく日が当たります。家の向きが悪かったり、まはりに他の建物や樹木があって、そのために日光を十分受けることができないと、健康によくありません。さういふ場合には、窓の位置や大きさなどを工夫したり、樹木を切ったりして日がよくさすやうにし、又仕事を戸外に持ち出してすることなどもよい方法であります。

問 (い) 南向きや、東南向きの家は、なぜ日当りがよいのですか。

(ろ) 日中、家をしめきっておくことは保健上

なぜよくありませんか。

採光 採光のよしあしは、眼の衛生や、仕事の能率に関係が多いものです。日中は、窓や扉を工夫し、又、家のまはりの状況などを考へて適度に光線を取り入れるやうにしなければなりません。

問 光線の強いはりすぎる時の調節法を工夫してごらんください。

夜は多く電灯によって照明します。電灯の明るさは、部屋や仕事によって違へなければなりません。一畳当たり十ワットぐらゐが、最もよいとされてゐます。戦時下、防空法などの規定によって必要な明るさが得られない場合には、あかりを近づけて、局部を適当な明るさにするやうにします。

あかりがまぶしい感じを与へる時には、眼のためによくはないばかりでなく、物も見にくいものですから、適当な高さに電灯を吊し笠の形なども工夫して、まぶしさを和げることが必要であります。つや消し電球などを用いるとよいのですが、電力を多く消費する欠点があります。なほ電灯の笠などが汚れてゐると明るさを減じます。

電灯をつけたまま布や紙で包んだり、コードのおほひが破れたりすると、火災のもとになることがありますから、よく注意しなければなりません。

問 (い) 電灯を掃除する時に、注意しなければならないことはありますか。

(ろ) コードの取扱ひ方に就いて注意しなければならないことを、調べてごらんください。

(は) 自分の家では、電気の節約に就いてどんな工夫をしてみますか。

通風・換気 室内に湿気の多いのは衛生上よくないばかりでなく、家屋や家具などのためにもよくありません。そこで通風窓や戸障子を開放したり、住居の周囲に通風を妨げるものがあれば、これを取り除いたりして、通風をよくしなければなりません。

又、室内の空気が汚れると、衛生上極めてよくありませんから、窓や戸障子の開閉に注意しなければなりません。夜間の換気のためには、欄間を設けることなども特に効果があります。

問 (い) 通風が家族の健康や、家屋・家具の保存になぜ必要ですか。

(ろ) 換気に特に注意しなければならない場合を、考へてごらんさい。

(三) 住居と水

水と人体はからだのはたらきに欠くことのできないものであります。人はこの必要な水を外界から取って、体内で利用し、再びこれを外に出します。からだが必要とする水の量は、年齢や運動等によって違いますが、成人一日の必要量はおよそ三リットル(一升六合ぐらゐ)であります。

問 夏には、なぜ水がたくさん欲しいのでせうか。

水の用途 水は、単に飲料として必要であるばかりでなく、日常生活に広く用ひられます。洗濯・清掃・雑用等の家庭用水から、農耕・工業・防火用水など、考へて見ると、どんなに水が大切であるかがわかります。

給 水 都会では、水道の水が多く用ひられますが、農村では、井戸や川・泉・池・湖の水や雨水などが普通に使はれてゐます。

上 水 上水を普通には水道と呼んでゐます。上水の水源は多くは河川ですが、時には井戸、又は湖の場合もあります。上水は、これらの水源から水路によって貯水池にみちびかれ、次に沈澱池に送られて、水中の土砂や粘土等を沈澱させ、濾過池に送られて、細かな雑物や細菌がこされるのですが、それでもなほ細菌が残りますから、更に殺菌を行ふ場合もあります。かうしてきれいになった水は、配水池へ送られ、ここで圧力が加へられて各家庭へ配水されるのです。水道になれると水の有難みを忘れがちになりますが、水は今日では工業方面にも多量にいるものですから、便利だからといって一滴でもむだにしてはいけません。水を節約することは天の恵みへの感謝であり、又、同時に戦争への協力ともなるのです。水道の水は飲料として大体安全ですが、断水してゐる時に蛇口をあけておくと、逆にきたない水を吸ひこんで、それから病気がひろがったり、導水管のこはれから、汚物を吸ひこんだりすることなどもありますから、注意しなくてはなりません。

井 戸 水道のある所でも旱害・水害・震災又は空襲等の不時の故障によって、断水や制限給水の

行なはれることがありますから、井戸が必要であります。

井戸水には、まはりの事情によって、不潔な物や病原菌等はあることがありますから、その構造・設備を完全にする必要があります。第一に、なるべく深い方がよく、次に位置は汚水溜・汲み取便所・厩などの不潔な場所とできるだけ離れた所を選びます。

問 井戸は、なぜ深い方がよいのでせうか。

あけ放しの井戸はごみや昆虫・鼠その他不潔なものはいり易く、時には細菌もはいるおそれがありますから、蓋をするやうにしたいものです。井戸をすっきりふさいで、ポンプで汲み上げるやうにしたものもあり、衛生上からみればこの方がよいのです。そのほか、深い所から地下水をとるための掘抜井戸もあります。

井戸がはは、地面から一メートルくらゐ(三尺くらゐ)高くして、まはりはコンクリートなどで固め、できるだけ不潔な物がはいらぬやうにすることが大切です。又、そのまはりの流しは、殊に清潔に気をつけなければなりません。

飲料水 飲料水は、人の健康と深い関係がありますから、私どもはその適否に就いてよく知っておかなければなりません。普通無色透明で無味無臭であれば、それで飲料に適するやうに考へられ易いのですが、かうした外見だけではきめられません。その中に毒物が含まれてゐないこと、病原菌が含まれてゐないことなどが、飲料水の大切な条件です。しかし、蒸溜水のやうに純粋な水は味がないばかりでなく、飲料水として適当ではありません。

井戸水などを、飲料にする時は、これを浄化することがあります。家庭で殺菌するには、煮沸するか、又はさらし粉を使ひます。さらし粉三グラム(約〇・八匁)を、水百五十立方センチ(約八匁)中に溶かし、その上ずみ液を用ひるのです。水量千リットル(約五石五斗)に対し、この液を百二十立方センチ(約六・六匁)加へて、よくかきまぜれば、三十分間で細菌はしんでしまひます。伝染病流行地では、この液を一日二、三回井戸に入れることがあります。又雑物・金気などは、こして取り除きます。

問 さしわたし一メートル(約三尺)の井戸の

水を殺菌するにはさらし粉がどのくらいいりますか。

雑用水 雑用水は、飲料水のやうに殺菌する必要はありません。しかし硬水や、鉄分を多く含んだ水は、洗濯用としては不適当です。硬水はソーダ・灰などを加へて、軟水にすることができます。

防火用水・戦時には、特に防火用の水を用意することが大切です。防火用水には蚊が発生することもあります。これは隙間のないやうに蓋をしたり、水を三、四日毎にかへたり、金魚・メダカなどの小魚を飼育することによって防げます。

問 冬、防火用水が凍らないやうにするのには、どうすればよいのでせうか。

排水 給水とともに、排水は保健上大切なことです。特に都会では排水に心がけなければなりません。

家のまわりの水溜りは、不潔であるばかりでなく蚊の発生する場所ともなります。

排水路は閉鎖してあるのがよいのですが、開放してある場合には、掃除を怠らないやうにしなければなりません。

問 自分の家に就いて排水を図示し、もっとよくする方法はないか工夫してごらん下さい。

(四) 気候と住まひ方

わが国は、四季の変化に富んでありますから、家屋は、その気候に応じた住まひ方を工夫することができるように作られてあります。

夏の暑さを防ぐには、風通しをよくし、又、直射日光をさけるために、廂の出し方を工夫したり、よしずを用ひたりします。

問 (い) 風通しをよくすれば、なぜ涼しく感じるのですか。

(ろ) 自分の家の窓の位置を調べ、風通しがよいかどうか調べてごらん下さい。

(は) 瓦・トタン板・板・藁等で葺いた屋根の中で、どれが、涼しいでせうか。それはなぜでせうか。

冬の寒さを防ぐには、太陽熱を利用して、室内を温めるやうに工夫します。それでも耐へられない時には、火鉢・炬燵を用ひます。その場合、火の始末に十分気をつけるとともに、換気にもよく注意しなければなりません。

問 (い) 火の用心をよくするためには、火鉢や炬燵の用ひ方に、どんな注意が必要ですか。

(ろ) 火鉢を用ひたとき換気を怠れば、衛生上なぜ悪いのですか。

(は) 炬燵に入つてゐて、気持ちが悪くなることがありますが、これはどんなことに注意すれば防げるでせうか。

酷暑・酷寒の地方では、それぞれ防暑・防寒の方法が昔から伝はつてありますから、それらの地方に住む場合には、よくその理由を研究してこれを取り入れることも必要です。しかし最も根本的な方法は、どんな暑さ寒さにも、くじけないやうな、剛健な心身を鍛へることであることはいふまでもありません。

(五) 災害防止とその処置

火災・震災・風害・水害・盗難等の災害に対しては、平素から予防の方法を工夫しておくことが必要であります。

火災 家屋の外側や屋根や、火を使ふ場所のまはりを、燃えにくいもので作つて、失火・類焼の怖れを少なくすることができます。

問 (い) 火災の原因には、どんなものがありますか。

(ろ) 火災を予防するには、ふだんどんな点に注意しなければなりませんか。

出火の場合には、風向きを見定めて、安全なところに祖先の霊位を移し、老人や子どもを避難させ、消火に力めなければなりません。

震災・風害 暴風や地震の被害を予防するには、家屋の基礎工事や構造を丈夫にすることが、最も大切です。家屋の構造を丈夫にするには、筋違・燧・方杖・金物などを多く用ひます。

問 (い) 暴風の多い時節はいつ頃ですか。暴風の被害を少なくするには、どんな工夫がいられますか。

(ろ) 地震の際の避難場所を、自分の家の屋内と屋外に就いて、考へてごらん下さい。

地震の際には、これに伴ふ火災によって、被害が大きくなり勝ちですから避難する前に、必ず火の始末をすることが大切であります。

水害 洪水のために浸水のおそれがある場合には、先づ祖先の霊位と老人や子どもなどを、安全な場所に移し、飲料水・食物などの準備をしなけ

ればなりません。滅水後には、伝染病が流行し易いものですから、特に衛生に、注意する必要があります。

問 水害後には、どんな病気が流行し勝ちでせうか。

盗 難 盗難は、戸締りの不完全なために起る場合が多いものですから、寝る前には、必ず戸締りを調べる習慣をつけておきませう。

盗難にかかった時には、現状に手をつけず、やうにして、すぐに届けなければなりません。

(六) 家庭防空に対する心構へ

現代の戦争では、空襲は必ず予想しなければなりません。そこで私も空襲に対して、日常十分な準備と訓練とを心がけ、いつどんな空襲を受けてもあわてないで、その被害を最少限度にくひ止めることに、つとめなければなりません。

防空は空襲に対する防禦の戦で、全国民が持たなければならないことであります。即ち、敵機を発見するための防空監視をしたり、敵機来襲の警報を正しく伝達したり、灯火管制や擬装などをして敵機の眼をくらませたり、その他各種の準備をととのへなければなりません。空襲を受けた場合には、身を以て火災を防ぎ、又、負傷者の手当などをしなければなりません。さうしてそれらは、いつも平素の準備と訓練とが大切であります。

問 (い) 防火用資材として、どんなものを準備してありますか。いつでもすぐに使へるやうにしてありますか。

(ろ) 防空には、どんな服装が適してありますか。

(は) 待避所は、何のために必要ですか。

(に) 負傷者に対する救急処置の訓練はできていますか。どんな救急法を知っていますか。

(ほ) 防空従事者の任務の分担は、どうなっていますか。

準備は十分でも、訓練が足りないと、いざといふ場合に役に立ちません。家庭でも隣組でもいろいろな場合を予想して、真剣に且つ実戦的に訓練をしなければなりません。さうして更に工夫をつみ、悪いところは改めて訓練を重ね、防空に必勝の自信を持つことが肝要であります。

(七) 郷土の住宅の改善

郷土の住宅はその土地の風土や習慣などに応じて、多年の経験の結果、出来たものですが、時勢の進運に伴って、或る程度改めなければならぬことがあります。

自分の家に就いて、いろいろな点を考へてごらんください。

問 (い) 寝室は、十分睡眠を取るに適してありますか。衛生上からはどうでせうか。

(ろ) 仕事場は、明るくて風通しがよいでせうか。仕事の能率の上からはどうでせうか。

(は) 台所は暗くないでせうか。又、立ち働きに便利でせうか。

(に) 母屋のほかになんか建物がありますか。それらは、母屋からは適当な位置にありますか。

次の図は、ある農家の台所の一部を、改良した例です。改良前と改良後とでは、どんな違ひがあるか、衛生や仕事の能率の上から比べてごらんください。(図略)

資料Ⅲ—2

保健と栄養(1学年・七課)

(一) 栄養

私どもが成長したり、運動したりするためには、絶えず栄養がいりますから、常に、これを食べ物によって、補はなければなりません。

発育中の私どもには、それに適した栄養があります。それが適当でないと、成長はできませんし、病気にかかり易くなります。妊婦は、自分自身と生まれる児とを強くするために、特に栄養に気をつけることが大切であります。はげしく働く人々は、それに堪へるやうに、食物をとる必要があります。又、老人には、衰へを防ぐために適当な栄養が必要であり、病人にはその病気の状態に応じてそれぞれ適当な栄養が必要であります。

問 栄養の適否が、健康や動労力に大きな影響のあることを体験したことはありませんか。

(二) 食物の成分

栄養を完うするためには、食物をとることが必要であります。食物には、どんな成分が含まれてゐて、それが栄養上どんな役目をもっているでせうか。

私どものからだに必要な栄養分には、蛋白質・炭水化物・脂肪・灰分及びビタミンなどがあり、そのほか水も大切な成分であります。そのうち蛋白質は食物の中に含まれている重要な成分で卵の白みなどが純粋に近いものであります。

この成分は、からだを作るものですから、発育中の子どもや妊婦などは食物をとる時にはこれによく注意する必要があります。

蛋白質は、動物性食品にも植物性食品にも含まれていますが、中でも、動物性食品にはその含まれてる量も多く質もよいものが多いといわれています。植物性食品では、大豆やその製品などには多量に含まれてますし、主食物としての穀類にも含まれてます。日常私どもの取る蛋白質の大部分は、これらの植物性のものであるといふことができます。

蛋白質の第一の役目は、からだの成分になることですが、又、炭水化物と同様な役目も果します。

問 私どもが、ふだんたべてる食品のうち蛋白質の多いものは何でせうか。

次に炭水化物としては、澱粉・糖類・繊維等があります。澱粉や糖類には、いろいろ種類がありますが、何れも消化吸収されたのちは酸化されて、炭酸ガスと水になります。この際発生する熱が、体温と活動のもとになるのです。

炭水化物の一部分は、脂肪又はグリコゲンとして、からだの中に貯蔵され、必要に応じて使われます。消化されない澱粉や繊維は、熱源とはなりません、便秘を防ぐのに役立ちます。

問 はげしい仕事のあとで、砂糖を用ひたことがありますか。

又、私どもは、植物性の胡麻油や動物性の豚脂などの脂肪を、食品に含まれたままや、食品からとり出した形をとっています。

脂肪もからだの中で酸化して熱源となることは、炭水化物と同様であります、これは炭水化物よりもずっと多くの熱量を発生します。

脂肪はその種類が違ってても熱量はあまり違ひませんが、材料からとり出した場合には、その中にとけてる物質の有る無しによって、栄養の効果に多少の違ひがあります。

問 脂肪の多い食品はどんなものですか。

植物でも動物でも、焼くと灰にはなりますが、

その灰になって残る部分を灰分とよんでゐます。これにはカリウム・ナトリウム・カルシウム・マグネシウム・磷・鉄・塩素・沃素等があります。これらの灰分は歯・骨格・血液・筋肉等を作るのには大切な成分であり、又、健康を保つのに、必要なはたらきをするものであります。

灰分は野菜・果実・海藻・小魚類に多く含まれ、特に、日常私どもが不注意に捨てがちな葉・皮・臓物・骨等に多いことを忘れてはなりません。

問 食塩と砂糖との栄養上の違ひを考へてごらん下さい。

以上の栄養分のほかに、私どもの栄養にはビタミンがいます。ビタミンにはいろいろの種類があつて、それぞれ別のはたらきをもつてゐます。日常の食物にどれが不足しても十分な発育をすることはできないし、又、からだを健康に保つこともできません。夜盲症・脚気・壞血病・佝僂病などは、ビタミンが十分でない時によく起る病気であります。

ビタミンの種類によって、それを含んでる食品は違ひますが、大体、穀類・豆類・卵乳類・肝臓・野菜・果実等に多く含まれます。

これらのからだに必要な栄養分を、私どもは食品によってとつてゐますがここに注意しなければならぬことは、総べての食品が、一品では栄養の目的を、十分達することはできないといふことでもあります。食品には各々特徴があつて、その含む栄養の種類・質・量が違ひ、一つの食品ですべての栄養分をまんべんなく含んでゐるものではありません。例へば穀類やいも類は澱粉を、豆類や肉質は蛋白質を、大豆や胡麻は脂肪を、又、野菜や果実は灰分やビタミンを沢山含んでゐます。ですから健康のためには、食物が特殊のものにかたよつてはいけません。

問 自分の家の食事に就いて、改めなければならぬと思ふことはありませんか。

(三) 食事の心得

私どもがすくすく大きくなるためにも、力一ぱい働くためにも、食物の取り方の良し悪しが大きな関係をもつてゐます。

食物が大事なものであることがもう分りましたから、正しく食物をとるやうに氣をつけませう。

食卓につく際は先づ手を洗ひ、口をすすぎ、箸をとる前に食前の感謝をしませう。一粒の米、一片の菜にも、どんなに沢山の天地の恵みと、人の努力とが加はってゐるかわかりません。

姿勢を正しくし、よくかみ、よく味はっていただきます。よくかむと消化吸収をよくし、食物の恵みを一層大きく受けることができるばかりでなく、又、歯を強くします。お茶づけや汁かけ御飯などはよくありません。

又、幼い時から、何でもいただけるやうに習慣をつけておきたいものです。食物に好ききらひがあったり、食事にむらがある者は、健康になれませんし、心持ちも朗らかにできません。又自分ばかりでなく、家族の心持も悪くするものです。

殊に大戦の行なはれてゐる今日、食糧は国運にかかる大切なものであります。自分のわがままから食物により好みをしたり、たべ残しをしたり、むだにたべたりしては、もったいなく、又、申し訳のないことであります。こんな不心得のないやう、お互いに注意しませう。感謝しながら愉快地食物を適度にとれば、いつもおいしくいただけますし、この気持で食事をすれば好ききらひもわがままもなくなります。

きまった食事のほかに、間食をすることがあります。間食には、野菜や果実を用ひると、栄養にも、衛生にもよいのです。お菓子などをあまりいただくと、むし歯のもととなったり、食欲を、そこなつて、食事のときにわがままをいふもとなつたりします。

住居においては健康、衛生安全ということが非常にしばしば、いろいろな所で強調され、またその記述の仕方も単に情報として知識を教えることよりもむしろ、身近な体験を通して考えさせる配慮がなされている。その記述においても具体的な数値を用い、受け手側の具体的な体験と結びつきやすいように配慮がされている。

しかしここにおいて強調される健康、衛生は本当に人間が生きるという観点からなされてはいない。それは「出火の場合には……安全な所に祖先の霊位を移し、老人や子どもを避難させ……。」という記述に如実に認められる。このよ

うに生命ある老人や子どもよりもむしろ祖先の霊位に価値をおいている。

また資料についてみた場合には、子どもあるいは妊婦という記述が認められるがこれらは、Ⅰ、Ⅱ期には認められなかったものである。このような子ども、妊婦への栄養的な配慮も人間的な面からの記述としてみるよりもむしろ将来の戦力との関係において特別視されたとみるべきであろう。このような栄養的配慮がその本来の目的を離れ、国家主義、ミリタリズムと結びついた記述は、偏食に関する記述にも認められる。「食物に好ききらいがあったり、食事にむらがある者は、健康になれませんし、心持も朗らかにできません。又自分ばかりでなく、家族の心持も悪くするものです」と偏食について単に栄養上健康上の問題を指摘するだけでなく、家族を登場させることで心情的な問題へのおきかえがたくみになされたあと、「殊に大戦の行なわれている今日、食糧は国運にかかはる大切なものであります。自分のわがままから、食物により好みをしたり、たべ残しをしたり、むだに食べたりしては、もったいなく、申し訳のないことです。」と記すことで、「もったいない」「申し訳ない」という私的な感情がお国に対して働くように実にたくみに配慮されている。

Ⅲ期ではこのように本来個人的観点で述べられるべき健康、安全などに関する記述がすべて国家主義的観点におきかえられてしまっている。

以上各期の教科書の内容について、個人的観点、社会的観点、国家的観点、ものの観点的観点のいずれの観点からなされているかについてみた。これらを各観点別に図示したのが図2である。

個人的観点、社会的観点、国家的観点からの記述がⅠ期<Ⅱ期<Ⅲ期といずれもⅢ期において急上昇を示している。個人的観点とは個人の生命、安全を守ることに直接関係する記述であり、国家的観点とは没個人ともいふべき国家主義的、ミリタリズム的記述である。これらの相

反する記述がⅢ期において高率を占めていることは、先に具体的な記述についてみたように、個人の生命の尊重が個人のレベルでなされたのではなく、個人の生命そのものが国家管理の対象となっていたことを示すものにほかならない。

つぎに家事教科書がもっていた人間観を比較的把握しやすいと思われる。「家事」「敬老」「行事」について具体的な記述について検討する。

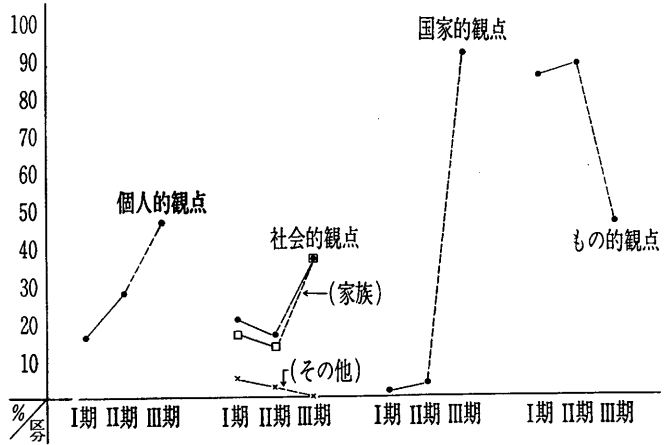


図2 各期における変化 (I, II期は1学年, 2学年, 3学年の総計, III期は1学年のみ)

(3) 家事教科書における人間観
(a) 家事について

I期においては資料Ⅳ-1にみられるように「善良なる家庭」というタイトルのもとに、主婦の役割が明記されている。I期における主婦の役割は「一家の衣食住の管理」「老人の奉養」「子女の教育」「病人の看護」「一家の経済」「親戚, 知人づきあい」「一家の和楽の中心的役割」ということにあるとされている。I期に主婦の役割とされていたほとんどのものが、II期においては資料Ⅳ-2にみられるように単に主婦の役割としてではなく女子一般の役割としてみなされている。それは「衣服・食物・住居の管理」「子女の養育」「病人の看護」「家計の管理」である。

資料Ⅳ-1

善良なる家庭 (I期2学年・二十三課)

主婦は、一家の衣食住に関する事より、老人の奉養、子女の教育、病人の看護、一家の経済、親戚・知人との交際に至るまで、皆よく其の道を心得、よろづに心を配りて遺漏なきやうにし、又一家和楽の中心となりて、平和にして愉快なる家庭をつくらんことを心掛くべし。

祖先より伝たりたる家風は、なるべく之を失はざらんことを努め、之を基礎として純良なる家風

をつくり、一家相和して高潔なる生活を為さんことを心掛くべし。

凡てに規律を立て、己むを得ざる場合の外は之を破らざるやうにし、たとへ些細の事なりとも、乱雑にならざるやう注意すべし。

老人は、特に其の衣食住等に注意してよく之を奉養し、其の健康を保たしむると共に、又つとめて其の心を慰めんことを図るべし。

一家の中心となりて、善良なる家庭をつくるは実に女子の天職なり。女子たるものはよく家事に関する修養に努め、以て其の天職を完うせんことを心掛けざるべからず。

資料Ⅳ-2

女子と家事 (II期1学年・一課)

衣服・食物・住居に関するいろいろの事から、子女の養育、病人の看護、家計の処理等に至るまで女子が娘とし、妻とし、母として、引受けて為すべき家庭内の務は、甚だ多い。

其の勤め振りのよしあしは、直ちに一家の幸不幸に関係し、ひいては一国の盛衰にも響くものである。

されば、それ等の務を完全には果すには如何にするのが最もよいか、家事科は此の事について調べる学科である。

資料Ⅳ—3

わが国の家と女子（Ⅲ期1学年・一課）

わが国の家 世界無比の国体のもとに営まれているわが国の家の生活は、外国の家庭に見られないいろいろなすぐれた特質を備えています。家事に就いて学ぶ私どもは、先づ第一にわが国の家の生活を十分にわきまへ、ますますその特質を発揮して行くことにつとめなければなりません。

わが国の家の生活で世界にすぐれた特質の一つは、家が深く国と繋がって、国と家とが一体をなしていることであります。即ち皇室は家々の御宗家にましまし、皇祖は国民の御先祖にわたらせられます。随って御歴代の天皇は、赤子として国民をおいづくしみになり、国民は天皇を大君とあがめまつるとともに、大御親とも仰いで、子が親に対する真心を以って仕へ奉って来ました。随って君国に忠をつくすことは、家の祖先の遺風をあらはすものとして、そのままに父祖への孝となり忠孝一体といふこともここに成り立っているのであります。

まことにわが国の家は、家のための家ではなく、君国に捧げられた家であります。家の栄えをはかるのも、祖先に対する孝であり、子孫に対する務めであるばかりでなく、皇国の栄えに役立つとするためであります。私どもは、家に伝はるこの尊い精神にいよいよ深く培ひ、祖先の志を継いで皇運扶翼の道にいそまなければなりません。

わが国の家は、このやうに遠い祖先によつてはじめられ、世々子孫に受け継がれて行く、祖孫一体の生命体であると考へられます。即ち私どものからだも、心も、祖先から次第に受け継いだものであって、祖先は今、現に私どもの中に生きていられるのであります。又、私どものからだも、心も、子孫によつて次々に受け継がれて行きますから私どもは子孫の中に生きる所以であります。これを考へると、私どもは一面祖先の恩に対して深く感謝するとともに、他面子孫の将来に対して大きな責任を感じないではられません。このやうにわれを忘れて祖先と子孫とを深く念じ、ひたすらに祖孫一体の家のために尽すのが、昔からわが国の家に伝はる特質であり、美風であります。伝統や家風を飽くまでも尊重しなければならぬわけ

はここにあるのであります。

問 敬神崇祖の精神が、おのづから家の日常生活にあらはれていると思はれる事がらを挙げてごらん下さい。

家事と女子 家に伝はる祖先の風に従ひ、家を治め、斉へることを通して国に報いるのがわが国の家事であります。故に家事は単に衣食住のためだけのものでもなければ、一家の幸福や慰安のためだけのものでもなく、家を斉へることを通して、皇国の道を行ずることに外ならないのであります。その意味から、家は即ち教への庭であり、家事は庭の教へであります。子弟は、家に流れる祖先の遺訓によつて皇国の道に躰けられ、国民精神を身につけることができるのであります。まことに家は国民生活の基であるとともに、国の風教を興す源であります。そうして、かように家を斉へて行く家事こそ、皇国の女子に与へられた光榮であり、且つ重大な天職であります。

殊に今日のように国が、その総力を挙げて戦ふ時、随って家もまたその総力を挙げて国に報いなければならぬ時に於いて、家事を担当する女子の務めは、一層重きを加へるのであります。

私どもは、これまでも家事の手伝いをして来ました。しかし、それは唯言ひつけられるままに、別に深い考へもなく、手伝って来たといふに過ぎなかつたでせう。これからは、何のために家事の手伝ひをするのかといふことをよく考へて、言ひつけられた仕事はいふまでもなく、身にかなふ仕事は進んで手伝ひをするようにしなければなりません。そうして学校の教室ばかりでなく、家においてもよく家事の實際にいそしんでこそ、現在娘としての務めを尽くし、やがては主婦として又母としての重い務めをりっぱに果して行くことができるようになるのであります。殊に戦時下に於いては、どの家でも人手が不足しがちですから、家事の手伝ひに一しは身を入れて励まなければなりません。手伝ひに励むことは、私どもとしてお国に尽くす最も手近かな、又、大切な務めでありませう。

【期においては主婦の重要な役割の1つとして「一家の和樂の中心的役割」が与えられ、すべての役割遂行の目的がこの1点に集中してい

るかのように思われる。Ⅱ期には「一家の和楽の中心的役割」については明記されていない。「其の勤め振りのよしあしは、直ちに一家の幸不幸に関係し、ひいては一国の盛衰にも響くものである」とされ、本来生きるということは個人のレベルにおいて、大切にされるべき事柄であるにもかかわらず、「一国の盛衰にも響くものである。」と明記することで、ここでは個人の生活の大切さの基盤が国家におきかえられた観がある。このことはⅢ期（資料Ⅳ－3）においてさらに顕著になる。Ⅲ期においては、Ⅰ期、Ⅱ期に主婦及び女子の役割として規定されていた「衣食住の管理」「一家の幸福慰安」はその役割の主たるものとはされず、主たる役割は「家を齊えることを通して、皇国の道を行ずること」であると明記されている。Ⅲ期においては、個人は個人として存在することの意義は全く認められず、個人の存在はすべて皇国即ち天皇に捧げられたものとされ、個人が個人として生きることの価値は全く認められていない。すべての価値は恩義、忠義、忠孝におかれ、それらを通して心情的に個人と国家との一体感がはかられ個人愛という人間が本来的にもっている愛を愛国心という、国家主義的に操作された愛におきかえられるように配慮がなされている。

また本来は非生命体であるべき「家」に対して「祖孫一体の生命体」であるとして、家そのものに1つの生命を賦与し、逆に生命体であるべき個人については「われを忘れて祖先と子孫とを深く念じ、ひたすらに祖孫一体の家のために尽す。」ことが要求され、個人はまるで非生命体であるかのごとき観を呈している。

この考え方は単に家と個人の間の関係であるのみでなく、そっくり国家と個人の関係におきかえられるように教科書の内容はたくみに配慮がなされている。

「人間が人間らしく生きる」という観点から見れば、「生きる」ことから遠く離れた、これらの記述内容も受け手である子どもの立場に立った場合、必ずしも受け入れ難い内容であったと

は思われたい。それは当時の教科書のすべての内容が国民学校令に見られるごとく、また橋口等³³⁾の国定期の国語教科書の分析結果に見られるごとく、教育の基本理念が皇国への忠孝心を育てることにおかれていたためである。このように教科目内の連繋が密にとられた教科書で教えられた子ども達は、ものの考え方が一方向にのみ方向づけられて行かざるをえなかったであろうことは想像に難くない。

さらに記述の仕方はⅠ期の資料Ⅳ－1、およびⅡ期の資料Ⅳ－2が概論的で簡単になされているのに対してⅢ期の資料Ⅳ－3は具体的教材を用いて、心情的に記述されており、Ⅰ期、Ⅱ期の教科書に比較して、子どもたちにより身近に感じられる教科書となっている。このために教科書が意図している戦争肯定に対しても何ら批判的意識が育たなかったであろうことが容易に推察される。

このことは家事教科書のみの問題ではなく、教育全体の問題であるとはいいいながらも、「生きる」ことを家事において真に問おうとする時この問題は多くの示唆を与えてくれる。

(b) 敬老について

敬老に関しては先に歴史的概観のところでもふれたように、教科書の内容としてはⅠ、Ⅱ、Ⅲ期のいずれにおいても認められている。しかし施行規則において家事の内容として明記されたのはⅢ期においてである。

Ⅰ期においては資料Ⅴ－1に見られるように敬老という課は独立には存在せず、「善良なる家庭」の中の主婦の役割の1つとして老人への奉養が掲げられているにすぎない。

Ⅱ期には資料Ⅴ－2に見られるように2学年の教科書の後半に独立の課として設けられている。

Ⅲ期には1学年用の教科書の前半（第三課）に独立の課が設けられている（資料Ⅴ－3）。

資料V-1

善良なる家庭（I期2学年・二十三課）

主婦は、一家の衣食住に関する事より、老人の奉養、子女の教育、病人の看護、一家の経済。

親戚・知人との交際に至るまで、皆よく其の道を心得、よろづに心を配りて遺漏なきやうにし、又一家和樂の中心となりて、平和にして愉快なる家庭をつくらんことを心掛くべし。

祖先より伝はりたる家風は、なるべく之を失はざらんことを努め、之を基礎として純良なる家風をつくり、一家相和して高潔なる生活を為さんことを心掛くべし。

凡てに規律を立て、己むを得ざる場合の外は之を破らざるやうにし、たとへ些細の事なりとも、乱雑にならざるやう注意すべし。

老人は、特に其の衣食住等に注意してよく之を奉養し、其の健康を保たしむると共に、又つとめて其の心を慰めんことを図るべし。

一家の中心となりて、善良なる家庭をつくるは実に女子の天職なり。女子たるものはよく家事に関する修養に努め、以て其の天職を完うせんことを心掛けざるべからず。

資料V-2

敬老（II期2学年・三十四課）

老人に対しては、家族のものが心から之を敬愛し、余世を楽しく送られるやうに仕へねばならぬ。此の事は我が国古来の美風の一つであって、誠にゆかしいものである。

其の仕へ方は、老人の年令・性格・健康・趣味等の相違によっても色々違ふべきで、一概には云ひ難いが、要するに常に敬愛の気持を以て仕へ、孤独、寂寥の感を起させないやうに勤めるがよい。

衣・食・住、その他にも特別な注意を払ふがよい。例へば老人の部屋は、成るべく日当りがよく出入にも危険のない所を選び、衣服は常に清潔で、夏は涼しく、冬は軽くて温いものがよい。食物は軟かくて消化がよく、栄養上にも適当で且その嗜好に合ふものがよい。

又老人は年毎に体も弱くなり動作も不自由になるから、ややもすれば病気に罹ったり怪我をした

りする。そうして僅かな怪我や仮初の病気でも快癒がはかばかしくゆかず、これを侮れば思はぬ大事に至る事もあるから、一家挙って十分に注意するやうにせねばならぬ。

資料V-3

敬老（III期1学年・三課）

わが国の祖孫一体のうるはしい風は、家庭に於いて老人に仕へる心の上にも、おのづから現れてゐます。家の事は、何事も先づ老人にはかかってする、老人が満足すれば、家の事も皆満足するといった、まことにゆかしい風があります。いはゆる敬老は、かうしたなごやかな心から湧き出るのであります。

家の老人は、その半生を家のため国のために尽くして働かれた方であるばかりでなく又私どもの父母の親であります。私どもの今日あるのはひとへにそのおかげであります。故にその御苦労に対して深く感謝するとともに、いよいよ健やかに長寿を保たれ、家や国のために働かれるやうに祈らなければなりません。殊に国の総力を挙げて戦ふ今日では、老人とても身相応に国のために働かれることは、むしろ本望とされるところでありませうからよくその心を汲んで無理のない程度に働いていただくことは、却って孝養の道でありませう。けれども老人は元気なやうでも年令相当の衰へがあるので、家族の者は十分気をつけて、過勞に陥らないやうにしなければなりません。

老人は又、あらゆる世の辛酸を越えて、長く世に生きた方だけに、ゆたかな経験や深い思慮の持ち主であります。随つて、老人の意見には聞くべきものが多く、その教へには、祖先の遺風が生き生きと伝はっております。老人は生きた家風であり、家訓であります。私どもは、何事につけてもその教へを乞ひ、さしづを仰ぎ、親しみ敬ふ心をもってこれに仕へなければなりません。時勢の進運に伴ふ家事の改善などに就いても、家のふるいしきたりの精神を新しく生かすやうにつとめ、よく老人の指導を乞ひ、諒解を求めるやうにしなければなりません。

老人への仕へ方は、年令や男女の別・性質・健康・趣味など、いろいろの事情によって、その心遣ひもそれぞれ違はなければなりません。私ども

は、これらの点をよくわきまへ、人と時と場合とにふさはしく、女らしいこまやかな心の働きを示さなければなりません。

老人の食事に就いては、特に栄養と消化とに注意し、又、趣味や嗜好等にまで気を配って、調理し給仕しなければなりません。老人の身なりは、そのまま家族の心遣ひをあらはすばかりでなく、老の身に暑さ寒さは殊に障りやすいものですから、十分に気をつけなくてはなりません。老人の部屋は、夏に涼しく冬は温かいやうにし、特に足場などには一層注意しなくてはなりません。

老人は、又、神詣でお寺詣りを喜び、親類縁者をも折々にはたづねたいものです。さうした外出の際は、何くれとなく気をつけて、万一の事のないやうにしなければなりません。老人の怪我や病気は、とかく長びくものであり、余病なども出がちですから、平素からゆだなく気をつけることが大切であります。非常の場合、変災の場合など、先づ第一に老人の身の上の安全を考へなければならぬことはいふまでもありません。

老の身は、又、心さみしいものであります。老いてはいよいよ外出もものうく、とかく引きこもりがちになります。こんな時、若い嫁や孫娘などのやさしい心づくしが、どんなに老の慰めとなることせう。朝夕のきげんを伺ふことはもちろん、或は昔語りをすなほに聞いてそこに貴い教訓を汲み、或は按摩しながら日々の新しい出来事を話すなど、真心をこめていたはり慰めることにつとめませう。一家心を合せてまめやかに老人に仕へてあるやうすは、はたの見る目もまことにうるはしいものであります。

わが国では、国は大きな家であり、国民は一大家族であります。私どもは、自分の家の老人を敬ひいたはる心をそのままおしひろめて、世のすべての老人に及すやうに心がけませう。

畏くも皇室におかせられましたは、国の元老はいふまでもなく、一般臣民の高令者まで、常に厚くおいたはりになります。私どもはこのありがたい恩し召しを体して、家の内外を問はずすべての老人に敬愛の心をこめて親切を尽くませう。路傍に又は乗物中に、若い人たちが老人をしんみにいたはる姿は、まことにおくゆかしく、尊くさへ見えるもので、我が国の家の美しい特質をそのま

まに見る心地さへするものであります。

問 (い) 老人の体と心の衰へを、私どもと比べてごらんさい。

(ろ) 老人をいたはり喜ばせてあげたことがありますか。

(は) 老人の部屋・衣服・食物などに就いて、これまでどんなに心掛けてみましたか。

具体的記述にみられるように敬老そのものとりあげ方が、Ⅰ期、Ⅱ期、Ⅲ期を通してそれぞれ違っている。目次の構成及びその配列は、その教科の基本理念及び受け手側への効果とが十分に考慮されてなされるものであるから、このような同一課題に対するとり扱ひ方の違いは、その課題に対する社会的な価値観の違いとしてとらえることが出来よう。

つぎに資料Ⅴ-1、資料Ⅴ-2、資料Ⅴ-3について具体的にみる。

Ⅰ期においては資料Ⅴ-1にみられるように敬老という独立の課はなく「善良なる家庭」の中の一部として主婦の役割の1つとして記述されているにすぎない。

Ⅱ期においては資料Ⅴ-2にみられるように敬老について独立の課が設けられ、Ⅰ期に比較して、老人への仕え方が具体的に記述されている。老人への仕え方については、老人の年齢、性格、健康、趣味などを考慮しなければならないとしている。この記述は老人を老人という総称としてとらえるのではなく、老人を個人としてとらえることの必要性を明確にしている。このことは「人間らしく生きる」ということから見た場合、特記すべき記述である。

しかし、このように老人の個人的、個性的理解の必要性を説きながらも、その具体的な老人への仕え方についてみると「常に敬愛の気持を以て仕へ、孤独、寂寥の感を起させないように勤めるがよい」と記述されている。ここでとらえられている老人はすべて弱者としてとらえられており、老人の能動的に生きる側面がほとんど認められていない。さらに老人と家族を含む他の人々との関係は相互的な関係としておさえ

られず、与え手である人々から老人へという一方向的な関係においてのみとらえられているにすぎない。

このようなⅡ期における記述は一見、老人の人格を尊重するかのごとく見られるが、内容的においては老人の人格を正当に評価する老人観からはほど遠いものとなっている。

Ⅲ期においては、資料Ⅴ-3にみられるように、Ⅰ期、Ⅱ期に比較して敬老について非常に多くの記述がなされている。

ここでは老人の地位はⅡ期に認められるような単なる弱者としての老人でなく「老人は生きた家風であり、家訓であります。」「よく老人の指導を乞ひ、諒解を求めるようにしなければなりません。」という記述に認められるように、老人の神格化、権威化が行なわれている。

これは敬老がその本来の姿である「老人を一人の人間として尊ぶ」という価値観にもとづいて出て来たものとはいいたい。

ここでの敬老は、身近な老人に権威を与え、神格化することによって、皇国臣民を創りだすための手段として敬老を使っているにすぎないのである。このことは「国は大きな家であり、国民は一大家族であります。」という記述からも考えられることである。

つまり国の政を司るのは天皇であり、家の政を司るのは長老である老人である。この対比的関係において天皇と老人は同じ位置におかれている。この対比的関係を利用して、子ども達にとって接触のない「天皇を敬う」という行為をより具体化するための手段として敬老が重要視されたものと思われる。

また老人への対処の仕方については、具体的な生活に即した記述がなされたあと、さらに「老人の身なりは、そのまま家族の心遣ひをあらはす……。」「まめやかに老人に仕へているやうすは、はたの見る目もまことにうるはしいものであります。」と家人の老人に対する行為をチェックする他人の目を意識させることによって、敬老という行為を内発的に動機づけること

よりもむしろ外発的に動機づけることで遂行しようとしている。

本来、敬老という行為自体は、人間が人間を敬うということでは是認されるべき事柄であるが、このような国家主義の手段と化してしまった敬老は多くの問題をもっている。このことは価値観に国家権力が介入することの危険を如実に示すものといえよう。

(c) 年中行事について

Ⅰ期、Ⅱ期においては、3学年の最終課にこの課が設けられている。その目的は、生活の合理化におかれている。Ⅲ期の場合（下）の教科書が刊行されないままに終わってしまったため、年中行事に相応する課が設けられる予定であったか否かについては明らかでない。

しかし資料Ⅶ-3の「祭事」は、資料Ⅶ-1、資料Ⅶ-2と意味的には同じものであると思われるので「行事」と一緒に検討する。

Ⅰ期については資料Ⅶ-1にみられるように年中行事の一例として示されているものはほとんどが家庭行事であり、国家的行事としてとりあげられているものは紀元節と天長節にすぎない。またこれらの記述からはこれら2つのものが国家的行事として受けとめられていると見るよりはむしろ国家的行事を小豆飯というものを介して家庭行事へ転換していると見る方が妥当であると思われる。つまりこの年中行事の中では紀元節も天長節も漬け物を漬けこむことと同じレベルで受けとめられていたものといえるのではないだろうか。

Ⅱ期では資料Ⅶ-2にみられるようにその行事の中味はⅠ期とはかなり異なっている。家庭行事の中に占める国家的行事の数が増え、その記述の仕方もⅠ期に認められたような家庭行事への転換は認められない。国家的行事には日付が明記され、国家的行事が大きな意味をもって来ていることがうかがえる。

Ⅰ期、Ⅱ期の行事について、国家的行事、地域社会的行事、家庭的行事の3つに分類し、その差異についてみたのが表である。各分類の基

資料VI-1

年中行事（I期3学年・二十三課）

一家を治むるには常に徳義を重んじ、衛生に注意し、経済を顧慮せざるべからず。主婦たるものは此の趣旨によりて予め其の用務の範囲を考へ、順序方法を定め置くべし、家庭に於ける年中行事を予定するが如きは、其の一法にして甚だ便利な方法なり。

年中行事の一例

- 一月 歳首の祝（雑煮） 年始廻礼 七種粥
鏡開 小豆粥 所得税及び宅地租納付
- 二月 寒餅 紀元節（小豆飯） 京菜の塩漬
綿の手入 庭木・果樹の寒肥
- 三月 雛祭（豆煎・草餅） 袷の用意 所得税
納付 彼岸（菘の餅）
- 四月 綿入の始末 草花・野菜類の種蒔 祖父
命日（仏前供物・墓参） 親戚訪問
- 五月 端午（柏餅・ちまき） 単衣の用意
春季大掃除 屋根修繕
- 六月 袷の始末 井戸替 梅干漬込
- 七月 寝具の手入 衣類・家具の虫干 宅地租
納付 墓参 茄子・瓜類の塩漬・糖漬
- 八月 寝具の手入 袷の用意
- 九月 綿入の用意 茄子の芥子漬 所得税納付
彼岸（団子） 障子張替 単衣の始末
- 十月 綿入の用意 大根の浅漬 虫干 秋季大
掃除 鎮守祭（強飯） 庭木の手入 親
戚訪問 天長節祝日（小豆飯）
- 十一月 袷の始末 菜の塩漬 所得税納付 春着
の用意 畳替
- 十二月 沢庵漬込 煤払 餅搗 歳暮の訪問 墓
参 門松注連飾 正月の重詰

資料VI-2

年中行事（II期3学年・四十四課）

一家を治めるには、予め用務の範囲を考へ、順序・方法を定めて置くべきであって、それによって仕事の能率を高め、遺洩を防ぐ事も出来る。

家庭に於ける年中行事を予定して置くが如きは一つのよい方法である。

年中行事の一例を示せば、次の如くである。

- 一月 年頭の祝 年始廻礼 七種粥（七日）
鏡開（十一日） 小豆粥（十五日） 藪
入（十六日） 田租及び宅地租納付
- 二月 節分 紀元節（十一日） 庭木・果樹の
寒肥 田租納付
- 三月 雛祭 地久節（六日） 陸軍記念日（十
日） 春季皇霊祭（彼岸の中日） 田租
納付
- 四月 神武天皇際（三日） 天長節（二十九日）
- 五月 端午 春季大掃除 海軍記念日（二十七
日） 田租納付
- 六月 井戸替 梅干漬込
- 七月 七夕際 土用干 孟蘭盆会（墓参）
宅地租納付
- 八月 寝具の手入 暴風被害予防
- 九月 秋季皇霊祭（彼岸の中日） 月見 障子
張替 畑租納付
- 十月 虫干 神嘗際（十七日） 秋季大掃除
鎮守祭
- 十一月 明治節（三日） 菜漬 沢庵漬込 新嘗
祭（二十三日） 畳替 畑租納付
- 十二月 歳末訪問 冬至 墓参 大正天皇祭（二
十五日） 正月の準備（煤払ひ・餅搗
門松注連飾 重詰等）

資料VI-3

祭事（III期1学年・二課）

国の祭事と家 家の祖先に対しては、真心をこめて祭祀を行なはなければなりません。わが国では、長くも皇室は申し上げるまでもなく御祖先の御祭祀を非常に重んぜられ、一般国民もまた皇室にならって昔から祖先の祭祀を非常に大切にしている。

国家的な祭祀としては、祝日・大祭日があります。それらの日には、宮中におかせられて、厳かな御儀式が執り行なはせられます。私どもは、その思召しを体して、国家的な祝祭日の意義を、家庭生活に表すことも忘れないやうにしなければなりません。

きまった祝祭日のほかに、国を挙げての祝の日や、記念の日、つつしみの日などがあります。これらの日にも、それぞれ同じやうな心掛けをもつ

ことが大切であります。

問 (い) わが国の祝祭日は何々ですか。それぞれどういふ意味の日ですか。

(ろ) きまった祝祭日以外に、国旗を掲げることがありますか。それはいつですか。

(は) それぞれの祝祭日の意義を家の生活に表すために、どんなことをしてゐますか。

郷土の祭事と家 郷土の代表的な祭事は、氏神祭りであります。殊に農村では、春の祈年祭に豊作を祈り、秋の祭礼に収穫を感謝し、祭礼の当日には家族うちそろってお社に参拝します。社前では相撲や里神楽などが奉納され、土地のしきたりに従って、いろいろな催しも賑はしく、一村一町の人々が同じ氏神の氏子として、一家のやうに睦み楽しむならはしであります。

又、国の祝ひ事を氏神の社前で行ふのは、国につながる郷土の氏神にお告げしたいからであります。社前で出征軍人を送ったり、凱旋将兵を迎へたりするのもまた同じ心からであります。

お宮参りや七五三など、家の喜び事の折々に、必ず氏神に参拝するならはしがあります。これも家の喜びを郷土の神にお告げして、神のおかげに感謝するとともに、奉公の誓ひを新たにすためであります。

問 (い) 郷土の祭事に関して、自分の家ではどんなしきたりがありますか。その時、どんな手伝ひをしましたか。

(ろ) 国旗の立て方に就いて、どんなことを知ってゐますか。つつしみの日にはどうしますか。

家の祭事 家国一体・祖孫一体のわが国では、毎朝皇居を遥拝し、神棚と家の祖先に拝礼して、日々の生活を始めます。又、家の事は、喜び事でも、心配事でも、すべて先づ祖先に告げます。祖先の命日などには、必ず心をこめて祭祀や供養をすることを怠りません。その仕方は、神式と仏式とによって異なり、又家々のならはしもありますから、私どもはよく目上の人の教へに従って、お祭りしなければなりません。かうした祭事には、親類や縁者を招くのが普通であります。ふだんは互に忙しく訪ねあふことのできない人々も、かうして集ってみると、皆親しくうちとけて、そこにわが国の家といふものがしみじみと感ぜられるの

であります。

春秋の彼岸と夏の盂蘭盆会には、お寺参りやお墓参りをします。そのほか命日などはもちろん、平生でも墓所の手入れやお参りは怠らずしなければなりません。草を取り、落葉を掃き、墓石を洗ふことなどは、これから私どもがお手伝ひすることにしませう。

ふだんの日でも、折々の初物や珍しい到来物、殊に生前にお好みの物など、折にふれて御供へすることを忘れないやうにしませう。こうして私どもは、常に祖先を忘れず、祖先の心を心として生活するやうにつとめなくてはなりません。

問 自分の家では、どんな事をして、祖先の祭祀や供養をしますか。その時、どんな手伝ひをしましたか。

準はつぎのとおりである。

国家的行事：紀元節など国家主義的な祝祭日、記念日など、ただし歳首の祝、年頭の祝は家庭的行事に分類した。

地域社会的行事：

鎮守祭など地域社会独自の行事。

家庭的行事：墓参りなど祖先に関するもの、日常の家庭諸事。

表12 行事の分類 N (%)

時代区分 カテゴリー	I 期	II 期
国家的行事	2 (3.4)	12 (24.5)
地域社会的行事	1 (1.7)	1 (2.1)
家庭的行事	56 (94.9)	36 (73.5)
計	59	49

表12にみられるように、I期には約95%のものが家庭的行事であるのに対してII期には約74%と著しい減少を示している。また国家的行事についてみるとI期では約3%にすぎなかったものがII期には約25%と急激に増大している。

このことからI期からII期の間に価値的に大きな変容があったことがうかがえる。

III期については資料VI-3にみられるように

内容的には「国の祭事と家」「郷土の祭事と家」「家の祭事」からなされ、国家→社会→家という上から下へという記述の仕方によって社会機構の縦系列化が強調されている。さらに心理的にはまず各人の家の代々の祖先を大切に祭るという身近な例が示され、ついで氏神祭、お宮参りなど生活に密着した地域社会の祭事を示し、その延長上に国家即ち皇室を持って来ているために遠い存在である皇室がより身近なものとしてとらえられるような配慮がなされている。

そのために、受け手側からみるならば各人が自分の家の祖先を大切にすることが結果的に皇室を大切にすることと同じ意味をもつようになる。その結果、自己の存在が皇室の存在によって規定されるかのような錯覚に陥るような考慮がなされている。このように国家主義的傾向はⅢ期において突然出て来た傾向というよりも、先に表12でみたようにⅠ期の家庭中心的傾向からⅢ期の国家主義的傾向への移行期としてⅡ期を位置づけることができる。

このような個人の生活に根ざしている家庭行事さえ、時代社会の価値観の違いによって、大きく変化して行くことを明らかに示している。

「人間が生きる」ということ、つまり「生命の尊重」ということは、本来社会的な価値観によって左右されるべきものではないと思う。その「生きる」ということが、このように社会的な価値観の変動によって影響されるということは、結局家事そのものの立脚点が「生きる」という所に立っていないことを示すものといえよう。

もし家事が真に「生きる」という観点に立って構築されたものであるならば、このような社会から家事への生きることが否定されるような働きかけ（価値観を含む）に対して当然拮抗する働きかけが家事から社会に対してなされるべきである。この拮抗する働きかけを家事の中で育てなかったということが家事の最大の弱点であったことを今回の分析結果は明確に示している。

Ⅳ 今後の問題

以上、国定期の家事教科書（大正3年～昭和20年）について、「人間が生きる」ということがどのように扱われているかについて比較検討した結果について考察した。その結果「生きる」ということが必ずしも教科の基本理念としておさえられていないことが明らかになった。

今後本研究においては家政学・家庭科の中で人間が人間らしく生きるということがどのようにとらえられて来たかについて引き続き明らかにするとともに、教科内容を受け手である子ども達がどのように評価し、かつその後の生き方にどのような関りをもつに至ったかについても明らかにして行きたいと考えている。

今回は予備調査の形で、国定期の家事教科書で教育を受けた人々についてアンケート調査を行なったが、その結果については別の機会に改めて検討を行なう予定である。

次回は国定期の裁縫教科書について分析を行なう。

国定期の家事、裁縫の教科書について分析が終了した段階で戦後の家庭科の教科書についても同様に分析したいと考えている。

最初の段階では資料の得やすさということで家事教科書を分析対象としてとりあげたが、家政書についても同様に分析を試みたいと考えている。

Ⅴ おわりに

最後に本研究がどのような経緯でなされるに至ったかについてふれておく。

本研究の所員構成は、それぞれ専門分野を異にする服飾美術学科、栄養学科、児童学科から任命された大学教員から成っている。これらの専門を異にする所員がどのような共同研究にとりくむかを決定することは容易なことではなかった。

所員を含む研究所運営委員会において、種々検討された結果「家政学の中心に人間そのものが、実在しうる家政学のあり方について新しい方向を模索するとともに、そのような家政学を実証的に構築する。」ことが研究所の研究方向として打ち出された。

この研究方向にいかに対処して行くべきか、わからないままに、まず各所員の家政学に対する立脚点を明確にする意図のもとで、各所員が自分自身の家政学に対する意見、感想、理論等を自由に話し合う会がもたれた。その後所員外の人々を交えての話し合いがもたれる一方、家政学に関する文献収集がなされた。

このような試みが続けられる中で、所員は家政学関係の大学院が設置されている大学の中の7大学へ視察及び資料の収集に行き機会が与えられた。

この機会は研究の具体的な手懸がつかめないうままに長い模索の時期を費していた所員にとって貴重な体験となった。いずれの大学においても「新しい家政学」の方向を求めて確かな試みがなされていた。手にした種々の資料に目を通す中で、現時点に立って家政学を問いなおす以前に、家政学の負わされて来た歴史性について確実に把握し、その上に立って家政学の方向を模索することの必要性を強くした。

そこで今回は資料の入手等の問題から、国定期の家事の教科書について分析を行なうことにした。国定期の家事教科書を選んだ理由は先に述べた資料の入手上の問題が大きかったと同時に国定期の教科書はその是非は別にして家事理論・理念の一本化がはかられたため、いろいろな問題がより明確にみえるであろうと考えたことにある。

このような経緯を経て本研究は着手されるに至った。

資料の撮影を許していただいた上いろいろご指導いただいた東書文庫の皆様に深く感謝の意を表します。

また資料の収集及び整理にあたっていろいろご協力いただいた東京家政大学生活科学研究所研修生の神崎ひろ子氏、長塚こずえ氏、松重明子氏、山口葉子氏。また本稿をまとめる過程においていろいろご指導ご援助をいただいた、津郷友吉先生、青木幸子先生、渡辺純子先生、人間研究会のメンバーでいらっしやる橋口英俊先生、三角同先生、鮎川成子先生、今井啓子先生、高田真弓氏に深く感謝の意を表します。

注(引用文献)

- 1) 原田富士子・岡村喜美・亀岬嘉子「わが国の義務教育における家庭科教育方法の歴史的研究(第2報)日本家庭科教育学会誌 第9号 1968 p.37
- 2) 海後宗臣「日本教科書大系」近代編第27巻 p.469~431 講談社 1965
- 3) 原田 一「家政学原論諸説の比較研究一家政学原論研究II」vol 16 №2 p.109 1965
- 4) 松平友子他18名「家庭一般」新訂版 中教出版 1962
- 5) E. H. エリクソン「アイデンティティ」青年と危機(岩瀬庸理訳, 金沢文庫 1974)
- 6) 今井光映「家政学原論に関する研究」家政学雑誌 vol. 27 №1 1976
- 7) 朝日新聞 3.11.1978
- 8) 高橋重宏・上石隆雄「日本における複合殺(いわゆる心中)の実態」厚生指標 第24巻 第3号 p.12~13 1977
- 9) 高橋重宏・上石隆雄「前掲書」p.16
- 10) 東書文庫 東京都北区堀船一丁目23番地31号
- 11) 例えば、常児育男「家庭科教育史」p.18 光生館 1976
- 12) 教育史編纂会編集「明治以後教育制度発達史」第2巻 p.255 龍吟社 1938
- 13) 教育史編纂会編集「前掲書」 p.256
- 14) 教育史編纂会編集「前掲書」 p.256~257
- 15) 教育史編纂会編集「前掲書」 第3巻 p.39
- 16) 教育史編纂会編集「前掲書」 第4巻 p.62
- 17) 教育史編纂会編集「前掲書」 p.64
- 18) 教育史編纂会編集「前掲書」 第5巻 p.68 1939
- 19) 教育史編纂会編集「前掲書」 p.120

大瀧・藤本・白鳥：人間的観点からの家政学・家庭科の分析

- 20) 教育史編纂会編集「前掲書」 p.122~123
- 21) 教育史編纂会編集「前掲書」 第7巻 p.59
1939
- 22) 教育史編纂会編集「前掲書」 p.66
- 23) 教育史編纂会編集「前掲書」 p.67
- 24) 石川 謙「近代日本教育制度史料」 第2巻
p.234 大日雄弁会講談社 1956
- 25) 石川 謙「前掲書」 p.237
- 26) 石川 謙「前掲書」 p.256
- 27) 石川 謙「前掲書」
- 28) 原田富士子他「前掲書」
- 29) 原田富士子他「前掲書」 p.43
- 30) 常見育男「家政学成立史」 p.235 光生館 1971
- 31) 文部省「学制百年史」 p.112 ぎょうせい 1976
- 32) 文部省「前掲書」 p.112
- 33) 橋口英俊・三角同・鮎川成子・今井啓子・浦部陽子「近代教科書の内容分析—生命尊重と達成動機を中心に」東京家政大学研究紀要 第18集(1)
p.59~67 1978